

令和 7 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I 公共用水域水質測定計画

1	目 的	1
2	測 定 機 関	1
3	測 定 地 点	1
4	測 定 項 目	1
5	測 定 方 法	2
6	測 定 回 数	2
7	測 定 機 関	2
8	測定結果報告	2
9	公 表	2
10	そ の 他	2
	令和7年度 公共用水域水質測定計画概要	3
	令和7年度 公共用水域水質測定計画総括表	5
	別表1 令和7年度公共用水域水質測定計画	9
	(1) 伊豆水域(河川、湖沼)	9
	(2) 伊豆沿岸水域(海域)	9
	(3) 鮎沢川水域(河川)	11
	(4) 狩野川水域(河川)	11
	(5) 田子の浦水域(河川)	13
	(6) 富士川水域(河川、湖沼)	13
	(7) 奥駿河湾水域(河川)	15
	(8) 奥駿河湾水域(海域)	15
	(9) 西駿河湾水域(海域)	15
	(10) 静岡水域(河川)	17
	(11) 志太水域(河川)	17
	(12) 大井川水域(河川)	19
	(13) 榛南小笠水域(河川)	19
	(14) 太田川水域(河川)	21
	(15) 天竜川水域(河川、湖沼)	21
	(16) 馬込川水域(河川)	23
	(17) 浜名湖水域(河川、湖沼、海域)	23
	(18) 梅田川水域(河川)	25
	(19) 遠州灘水域(海域)	25
	別 図 公共用水域水域別測定地点	27
	別表2 公共用水域水質測定方法等	50
	別表3 公共用水域水質測定結果表	53
	参考資料	54

II 地下水の水質測定計画

1	目 的	69
2	測 定 期 間	69
3	測 定 地 点	69
4	測 定 項 目	70
5	測 定 方 法	70
6	測 定 回 数	70
7	測 定 機 関	70
8	測定結果報告	70
9	公 表	71
10	そ の 他	71
	令和7年度地下水の水質測定計画総括表	72
	別表1 令和7年度地下水の水質測定計画	75
	(1) 環境モニタリング	75
	(2) 定点モニタリング	77
	別表2 地下水の水質測定方法等	80

I 公共用水域水質測定計画

令和7年度 公共用水域水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項及び第2項の規定により、静岡県の区域に属する公共用水域の水質の状況を測定するため、必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

令和7年4月から令和8年3月まで

3 測定地点

測定地点は、別表1に記載されている地点とする。

河川、湖沼、海域別の測定地点数は、次のとおりである。

区 分	河川等数	測定地点数			
		環境基準地点数	補助地点数	その他	合 計
河 川	76	64	14	38	116
湖 沼	4	2	1	2	5
海 域	5	54	4	0	58
計	85	120	19	40	179

4 測定項目

(1) 各測定地点における測定項目は、次の項目の中から水域の特性に応じて選定する。

区 分	項目名
生活環境項目	pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌数、全窒素、全リン、全亜鉛、 ニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、底層DO
健康項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、 セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジメチル
特殊項目	銅、クロム
その他の項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、塩素イオン その他要監視項目

(2) 流量観測は、原則として採水時に採水地点において測定する。ただし、流量観測が困難な水域については、他の公共機関で行っている流量測定値をもって替えることができる。

5 測定方法

(1) 採水時期

採水日前、晴天が続き、水質状態が安定している日を選んで採水する。

(2) 採水部位

河川については、原則として流心とする。

海域及び湖沼については、別表 1 の各水域ごとに記載されている部位とする。

(3) 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載されている回数を測定する。

7 測定機関

別表 1 に記載されている調査担当機関とする。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、別表 3 の様式により翌月 20 日までに静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、当該日までの報告が難しい場合には、別途報告期限を設定するものとする。

なお、健康項目について、水質環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

また、要監視項目の報告については、別途定める。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果は、年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

令和7年度 公共用水域水質測定計画概要

1 測定地点及び測定項目について

19 水域、179 地点で測定し、延数は生活環境項目 11,678、健康項目 4,959、特殊項目 352、その他項目 5,315、合計 22,306 項目である。

年 度		令和7年度	令和6年度	増減
水 域 数		19	19	0
測 定 地 点 数		179	181	△2
項 目 数	生活環境項目	11,678	12,127	△449
	健 康 項 目	4,961	5,257	△296
	特 殊 項 目	352	371	△19
	そ の 他 項 目	5,315	5,164	151
	合 計	22,306	22,919	△613

＜参考＞測定機関ごとの測定地点及び測定項目

測定機関		国土交通省	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	静岡県・ 浜松市	合計
水域数		6	15	4	4	4	2	1	－
測定地点数		24	88	16	19	5	20	7	179
項目数	生活環境項目	1,748	4,512	1,102	1,198	224	1,678	1,216	11,678
	健康項目	396	1,564	720	1,152	184	505	440	4,961
	特殊項目	32	136	60	72	12	24	16	352
	その他項目	395	1,929	466	680	65	436	1,344	5,315
	合計	2,571	8,141	2,348	3,102	485	2,643	3,016	22,306

2 令和6年度計画からの変更点

- ・浜松市が、新たに6地点で要監視項目（クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、全マンガン、ウラン、4-tert-オクチルフェノール、PFOS及びPFOA）を年1回測定。
- ・富士市が、田子の浦水域沼川「沼川新橋」での通日測定を削除。
- ・富士市が、PFOS及びPFOAの測定地点を田子の浦水域田子江川「末端」、岳南排水路「沼川吐口」、沼川「沼川新橋」、奥駿河湾水域「C水域田子の浦港2」に変更する。
- ・静岡県が伊豆水域白田川「堰口橋」、狩野川水域柿木川「小尻梨橋」を削除。
- ・国土交通省が次ページ表のとおり調査回数を変更。

別表 令和6年度からの変更点(国土交通省)

[illegible]

※変更がある項目のみ記載

下記調査地点は、健康項目と特殊項目の一部に関して3年に1回のローリング調査とする。

- ・狩野川水域 (大仁橋・塚本橋・徳倉橋・黄瀬川橋)
- ・静岡水域 (曙橋・安倍川橋・牧ヶ谷橋)
- ・大井川水域 (神座・富見橋)
- ・榛南小笠水域 (高田橋・国安橋・菊川鹿島橋)
- ・天童川水域 (天童川鹿島橋・掛塚橋)

令和7年度 公共用水域水質測定計画総括表

番号	水 域 名	測 定 地点数	年間延採水回数			項 目					調査担当 機 関
			通 年	一 般	合 計	生活環境項目	健康項目	特殊項目	その他の項目	合 計	
1	伊 豆 水 域 (河川、湖沼)	10	72	20	92	472	192	24	154	842	静 岡 県
2	伊豆沿岸水域 (海域)	11	-	132	132	470	-	-	132	602	静 岡 県 市 沼 津 市
3	鮎 沢 川 水 域 (河川)	2	24	-	24	114	35	4	30	183	静 岡 県
4	狩 野 川 水 域 (河川)	13	156	8	164	856	209	13	207	1,285	国土交通省 静 岡 県
5	田子の浦水域 (河川)	13	156	-	156	827	399	12	213	1,451	静 岡 県 市 沼 津 市 富 士 市
6	富 士 川 水 域 (河川、湖沼)	5	48	8	56	358	96	9	103	566	国土交通省 静 岡 県
7	奥駿河湾水域 (河川)	10	-	66	66	574	440	32	291	1,337	静 岡 県 市 沼 津 市
8	奥駿河湾水域 (海域)	18	72	282	354	1,401	297	28	377	2,103	静 岡 県 市 静 岡 県 市 沼 津 市 富 士 市
9	西駿河湾水域 (海域)	11	-	148	148	613	205	20	152	990	静 岡 県 市 静 岡 県 市
10	静 岡 水 域 (河川)	6	36	22	58	417	199	16	160	792	国土交通省 静 岡 県 市
11	志 太 水 域 (河川)	8	72	8	80	389	232	16	118	755	静 岡 県
12	大 井 川 水 域 (河川)	5	36	8	44	241	106	10	55	412	国土交通省 静 岡 県
13	榛南小笠水域 (河川)	13	108	22	130	658	275	27	164	1,124	国土交通省 静 岡 県
14	太 田 川 水 域 (河川)	10	84	12	96	473	196	24	127	820	静 岡 県
15	天 竜 川 水 域 (河川、湖沼)	8	36	22	58	401	331	29	152	913	国土交通省 浜 松 市
16	馬 込 川 水 域 (河川)	3	24	6	30	206	198	12	118	534	浜 松 市
17	浜 名 湖 水 域 (河川、湖沼、海域)	26	576	42	618	2,930	1,449	64	2,674	7,117	静 岡 県 市 浜 松 市
18	梅 田 川 水 域 (河川)	1	-	4	4	24	29	4	8	65	静 岡 県
19	遠 州 灘 水 域 (海域)	6	-	72	72	254	73	8	80	415	静 岡 県 市 浜 松 市
合 計		179	1,500	882	2,382	11,678	4,961	352	5,315	22,306	

河川、海域、湖沼における通年調査、一般調査は次の測定回数、測定頻度とする。

河川

通年調査	年12回	毎月1回 1日1回採水
	年24回	毎月1回 1日2回採水
一般調査	年8回	1日1回採水
	年6回	1日1回採水
	年4回	1日1回採水

海域

通年調査	年12回	毎月1回 1日1回採水（2層、3層、4層、6層）
一般調査	年4回	1日1回採水（3層、4層）

湖沼

通年調査	年12回	毎月1回 1日1回採水
	年12回	毎月1回 1日1回採水（2層）
一般調査	年4回	1日1回採水（2層）

[illegible]

(注) 1 採水部位の2層は、表層-0.5m、下層-2.0mを示す。
2 環境基準類型のサツコは、補助地点を示す。

(注) 1 採水部位の2層は、表層-0.5m、下層-2.0mを示す。
2 環境基準類型のサツコは、補助地点を示す。

[illegible]

17	11月26日(木)	A	3期	1	12	12	12	3	1	1	1	13
18	戸田西濃漫中央	A	4期	1	12	12	12	2	2		2	40
	小計(11期)				132	132	132	40	12	10	10	470

(3) 鮎沢川水域 (河川)		区		項目																
地 点 番 号	測定地点名	環境水 採取部 類	採取 位置	生 息 場	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目
15	鮎沢川…長狭	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	〃…竹の下スズノ	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小 計 (2観測点)				24	24	24	24	8	8	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

(4) 野井川水域 (河川)		区		項目																
地 点 番 号	測定地点名	環境水 採取部 類	採取 位置	生 息 場	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目	生 息 場 種 目
21	野井川…境川橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	〃…人形橋	AA	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
23	〃…千代橋	AA	底心	1	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
24	〃…谷倉橋	AA	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
25	〃…中瀬橋	AA	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
181	野井川…境川橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
182	〃…境川橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
179	〃…境川橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
171	大瀬川…市道橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
27	〃…日赤橋	A	底心	1	4	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
28	〃…水本橋	A	底心	1	24	24	24	24	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4
29	黄瀬川…あけのぼりの橋	A	底心	1	12	12	12	12	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30	〃…芳瀬川橋	A	底心	1	24	24	24	24	12	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4
小 計 (13観測点)				164	164	164	164	96	24	24	24	17	17	17	17	17	17	17	17	17

項													目 的 課 項 目		その他の項目						一 二 三 四	
1、 3、 シ タ ロ フ ロ ベ ン	チ ン	チ マ ン	ベ ン	セ ン	ハ ン	ハ ン	1、 4、 イ ー ジ オ キ サ	小計	課	項	目	小計	ア ン モ ニ ア 性 差 差	重 積 酸 性 差 差	備 注 イ オ	広 場 イ オ	(要 求 課 目) P F O S R D F O	小計	合計	一 二 三 四		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	33	2	2	4	2	2	12	1	12	1	13	115	総 同 姓	
1	1	1	1	1	2	2	2	1	33	2	2	4	2	2	12	1	13	1	13	183	総 同 姓	

項													その他の項目						合 計		一 覧	
目 的 課 項 目								その他の項目														
1、3 シタ ロフ ロベ ン	チ ン	チ マ ン	ベ ン	セ ン	ハ ン	ハ ン	1、4 イ ー ジ オ キ サ	小計	課 目	小計	ア ン モ ニ ア 性 差 差	重 積 酸 性 差 差	備 注 イ オ	広 場 イ オ	(要 求 課 目) P F O S R D F O	小計	合 計	一 覧	一 覧			
1	1	1	1	1	1	1	2	1	30	1	1	1	2	12	1	1	1	25	133	総 同 姓		
					4	2	2	1	10	1	1	1	1	4	1	1	1	10	96	同 姓 名		
					1	1	1	1	6	0	1	1	1	1	1	1	1	6	106	同 姓 名		
					1	1	1	1	6	0	1	1	1	1	1	1	1	6	106	同 姓 名		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	23	0	1	1	2	2	12	1	1	17	85	同 姓 名		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	23	0	1	1	2	2	12	1	1	17	95	同 姓 名		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	32	2	2	1	2	2	12	1	1	8	70	同 姓 名		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	39	1	1	2	1	1	1	1	1	17	173	同 姓 名		
1	1	1	1	1	2	2	2	1	34	2	2	1	2	2	12	1	1	17	111	同 姓 名		
					1	1	1	1	6	0	1	1	1	1	1	1	1	6	106	同 姓 名		
6	6	6	6	6	10	32	18	18	10	208	7	6	13	14	32	32	0	89	10	207	1,285	同 姓 名

地区	市町村	調査年度	調査項目										調査結果									
			人口	戸数	世帯数	人口	戸数	世帯数	人口	戸数	世帯数	人口	戸数	世帯数	人口	戸数	世帯数					
北海道	札幌市	平成15年度	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456					
	旭川市	平成15年度	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345					
	釧路市	平成15年度	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456					
	帯広市	平成15年度	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567					
東北	仙台市	平成15年度	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456					
	盛岡市	平成15年度	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345	123,456	23,456	12,345					
	秋田県	平成15年度	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456	234,567	45,678	23,456					
	山形県	平成15年度	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567					
関東	東京都	平成15年度	12,345,678	2,345,678	1,234,567	12,345,678	2,345,678	1,234,567	12,345,678	2,345,678	1,234,567	12,345,678	2,345,678	1,234,567	12,345,678	2,345,678	1,234,567					
	埼玉県	平成15年度	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456					
	千葉県	平成15年度	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567					
	茨城県	平成15年度	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567					
中部	名古屋市	平成15年度	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456					
	愛知県	平成15年度	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567					
	岐阜県	平成15年度	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567					
	静岡県	平成15年度	456,789	89,012	45,678	456,789	89,012	45,678	456,789	89,012	45,678	456,789	89,012	45,678	456,789	89,012	45,678					
近畿	大阪市	平成15年度	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567					
	京都府	平成15年度	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456	1,234,567	234,567	123,456					
	兵庫県	平成15年度	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567	2,345,678	456,789	234,567					
	奈良県	平成15年度	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567	345,678	67,890	34,567					

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

調査項目										調査項目										調査項目																			
調査項目										調査項目										調査項目																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31</									

(10) 淀 岡 水 底		(河川)		1 年 活 展 展 項 目													展 度														
地 点	堤 根	堤 根	堤 根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	ノ	L	氏	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	1	ト
番	堤 根	堤 根	堤 根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	ノ	L	氏	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	1	ト
リ	堤 根	堤 根	堤 根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	ノ	L	氏	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	1	ト
小 計 (8割点)					58	58	58	22	58	58	26	34	10	9	417	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
85 安松川	松城	AA	底交	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
87 安松川	安松川橋	AA	底交	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
89 下川	下川六六八橋	AA	底交	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
91 小川	130年井小川橋	AA	底交	1	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

(11) 表人水底		(河川)		堤根													堤												
地	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
番	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
リ	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
小計	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六	六	六	ア	P	シ	シ	1	シ	1	1	ト
8割点	堤根	日	P	D	B	C	S	大	全	全	全	ノ	L	底	小計	方	全	六</											

[illegible]

[illegible][illegible]

[illegible][illegible]

[illegible]

場											日時		球場		日		その他の項目										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492</

[illegible]

[illegible]

(18) 柳田川水域				(河川)	
地	所定地点名	座標	種別	1	2
点	座標	座標	座標	座標	座標
番	座標	座標	座標	座標	座標
号	座標	座標	座標	座標	座標
130	柳田川本流	座標	座標	座標	座標
小計(1測点)					

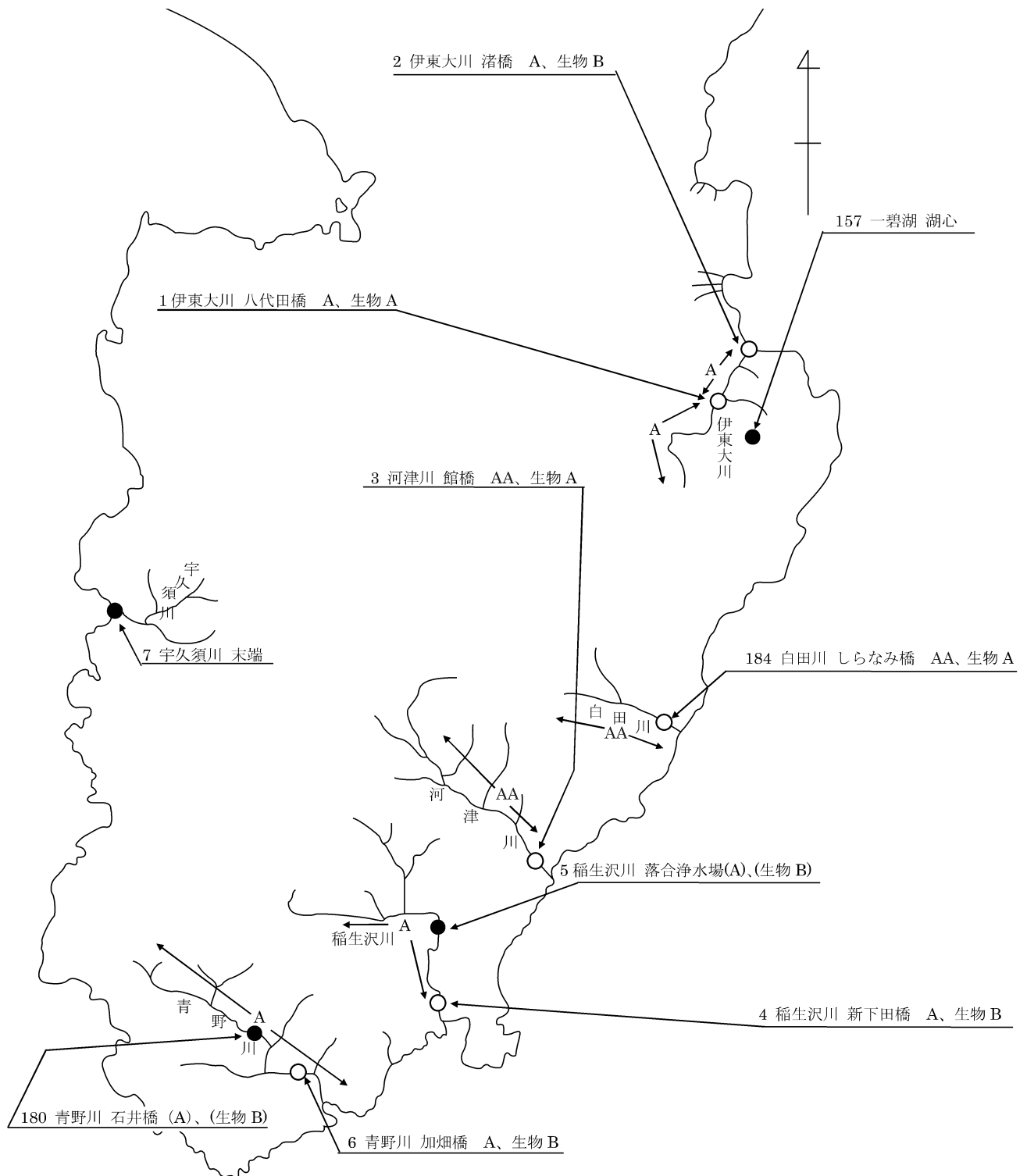
地	所定地点名	座標	種別	1	2
点	座標	座標	座標	座標	座標
番	座標	座標	座標	座標	座標
号	座標	座標	座標	座標	座標
131	野川東	座標	座標	座標	座標
132	柳川西	座標	座標	座標	座標
133	大井川東	座標	座標	座標	座標
134	勢見川東	座標	座標	座標	座標
135	名取川東	座標	座標	座標	座標
136	高田川東	座標	座標	座標	座標
小計(6測点)					

項	目	日	時	種	項	目	そ	の	他	の	項	目	演
1、3 ジク ロロ フロ ロベ ン	チ ン マ ン ラ ン ム	チ ン マ ン ラ ン ム	ベ ン カ ゼ ン	セ レ ル ン	ハ ツ ウ ジ オ キ ザ ン	1、4 ー ジ オ キ ザ ン	ア ン モ ニ ア 性 産 品	新 産 品	新 産 品	新 産 品	イ オ	小計	演 去 提 当 提 院 監 同 区
1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8
1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8

項	目	日	時	種	項	目	そ	の	他	の	項	目	演
1、3 ジク ロロ フロ ロベ ン	チ ン マ ン ラ ン ム	チ ン マ ン ラ ン ム	ベ ン カ ゼ ン	セ レ ル ン	ハ ツ ウ ジ オ キ ザ ン	1、4 ー ジ オ キ ザ ン	ア ン モ ニ ア 性 産 品	新 産 品	新 産 品	新 産 品	イ オ	小計	演 去 提 当 提 院 監 同 区
1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8
1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	8

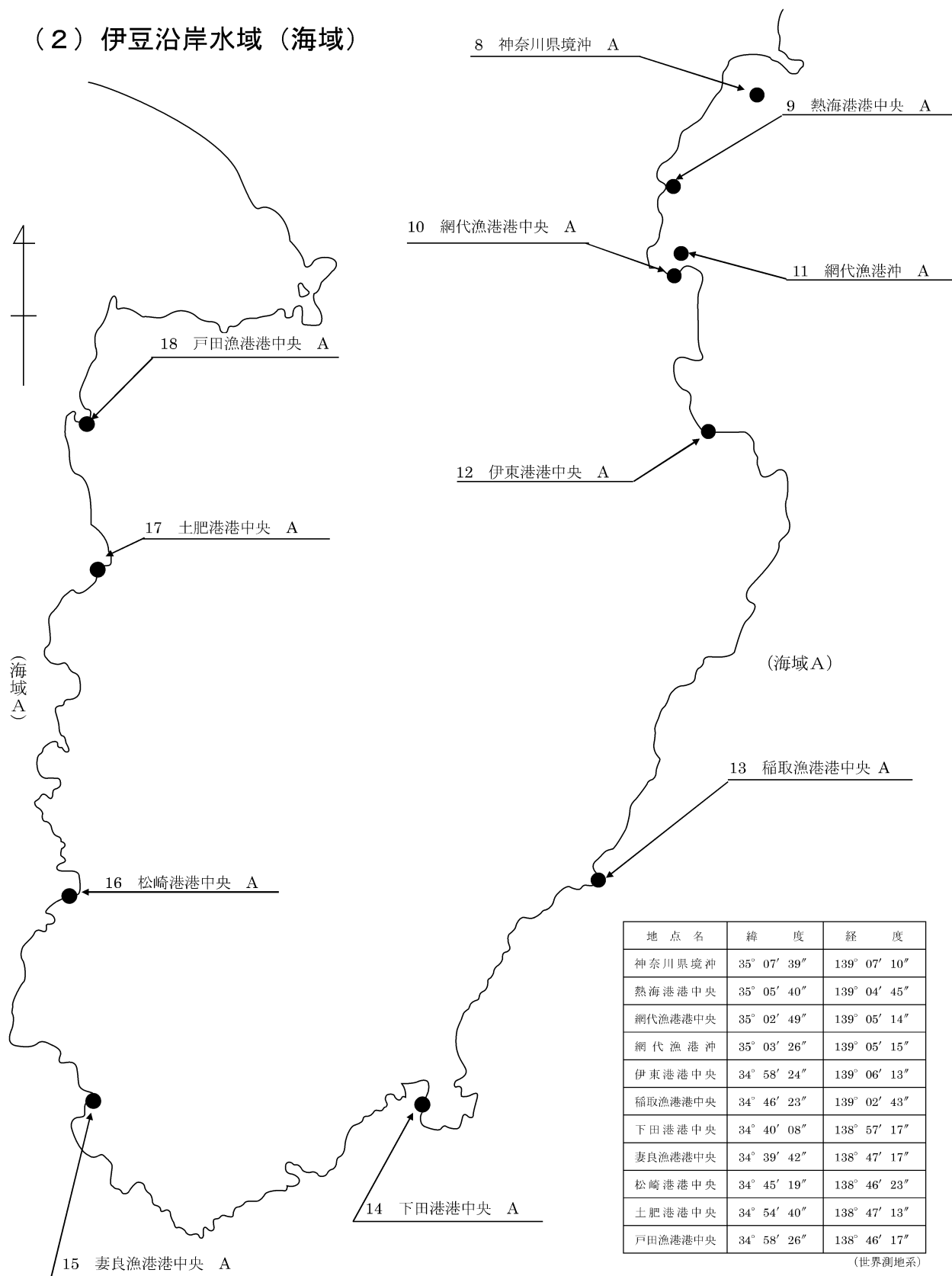
別図 公共用水域 水域別測定地点図 (令和7年4月1日時点)

(1) 伊豆水域 (河川、湖沼)



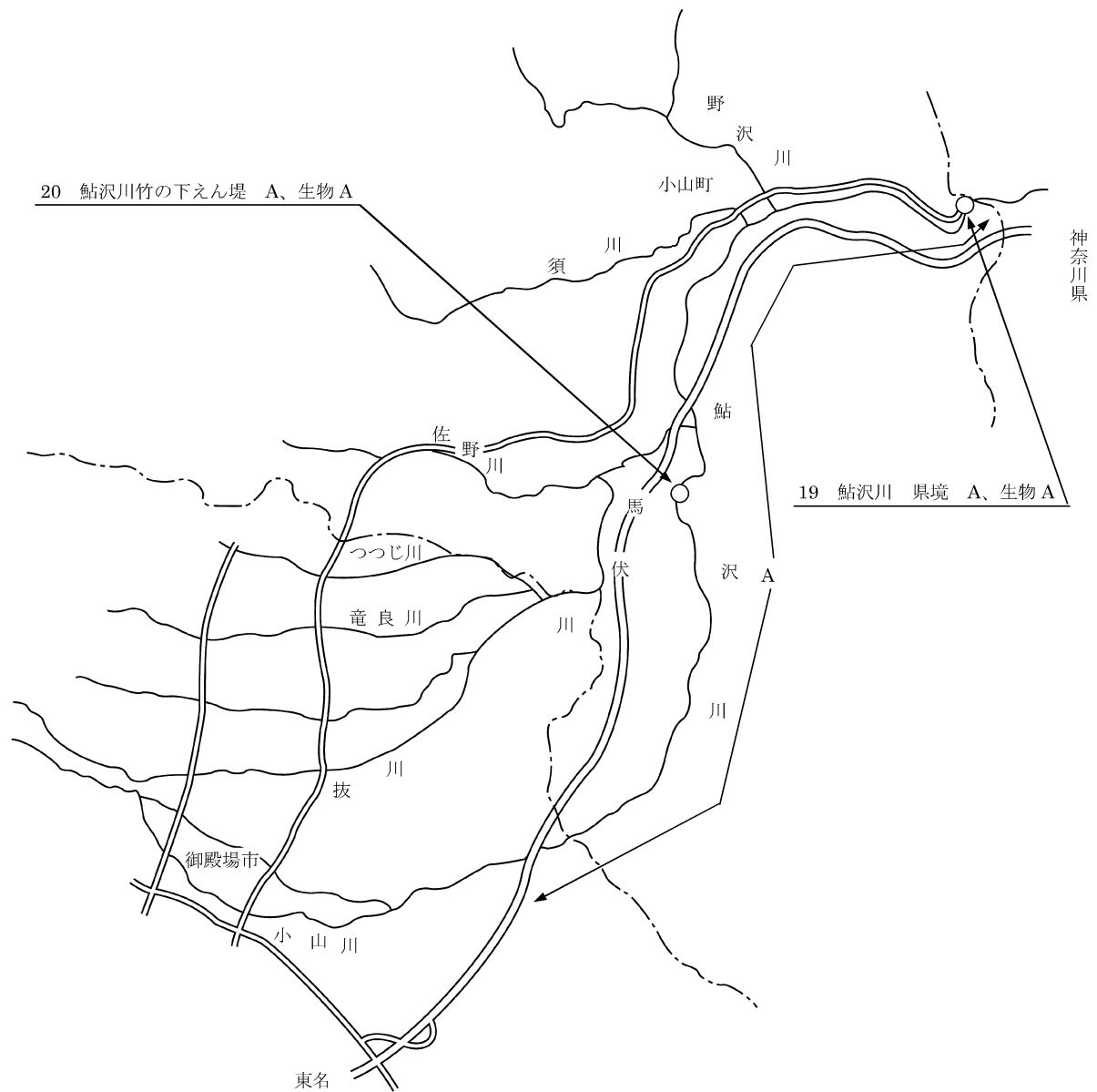
○は、通年調査（毎月）を示す。
 ●は、一般調査（年4回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～D、生物A～Bは環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。

(2) 伊豆沿岸水域（海域）



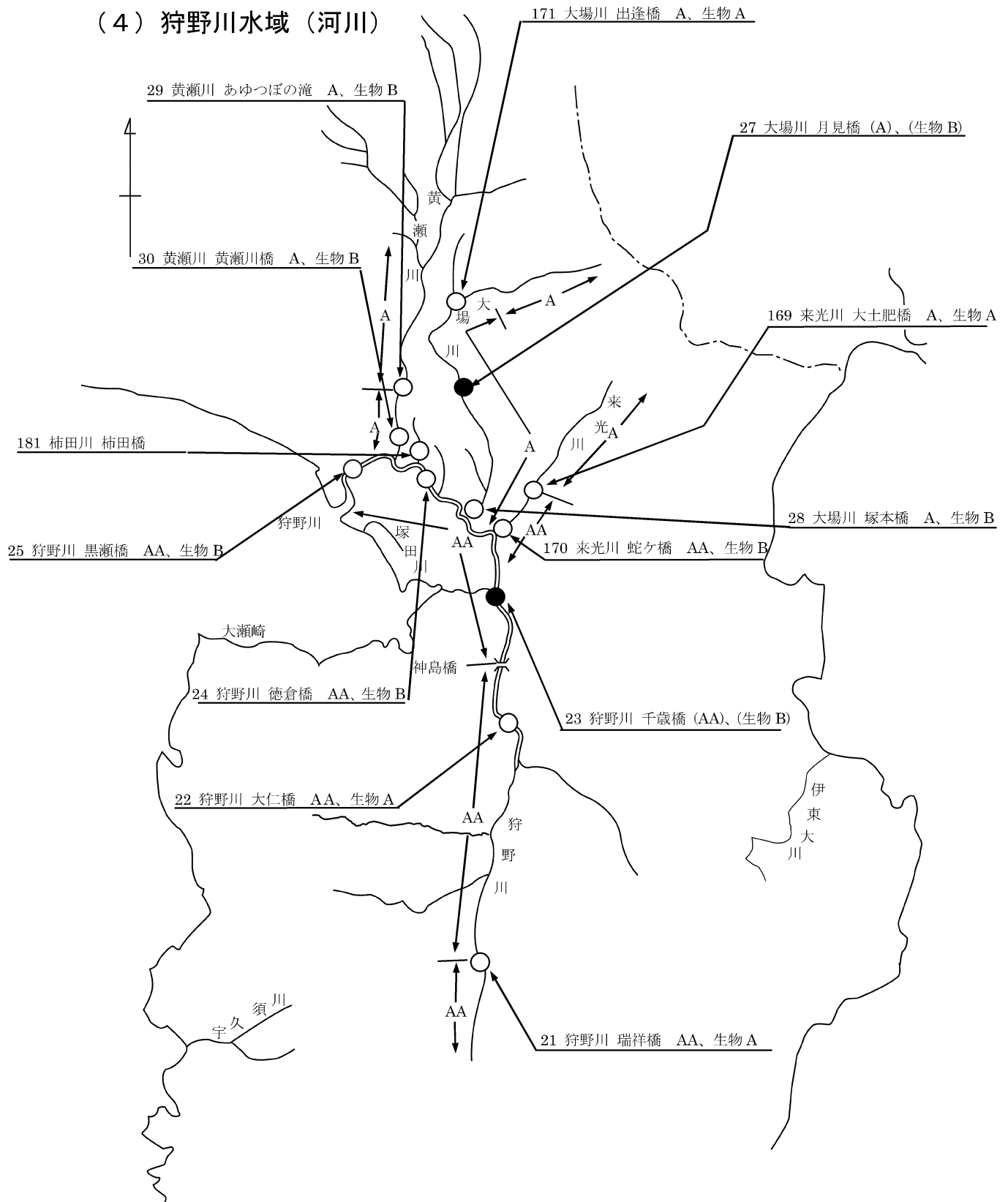
● は、一般調査（年4回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～Dは環境基準類型を示す。

(3) 鮎沢川水域（河川）



○ は、通年調査（毎月実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右の AA～D、生物 A～B は、環境基準類型を示す。

(4) 狩野川水域 (河川)



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

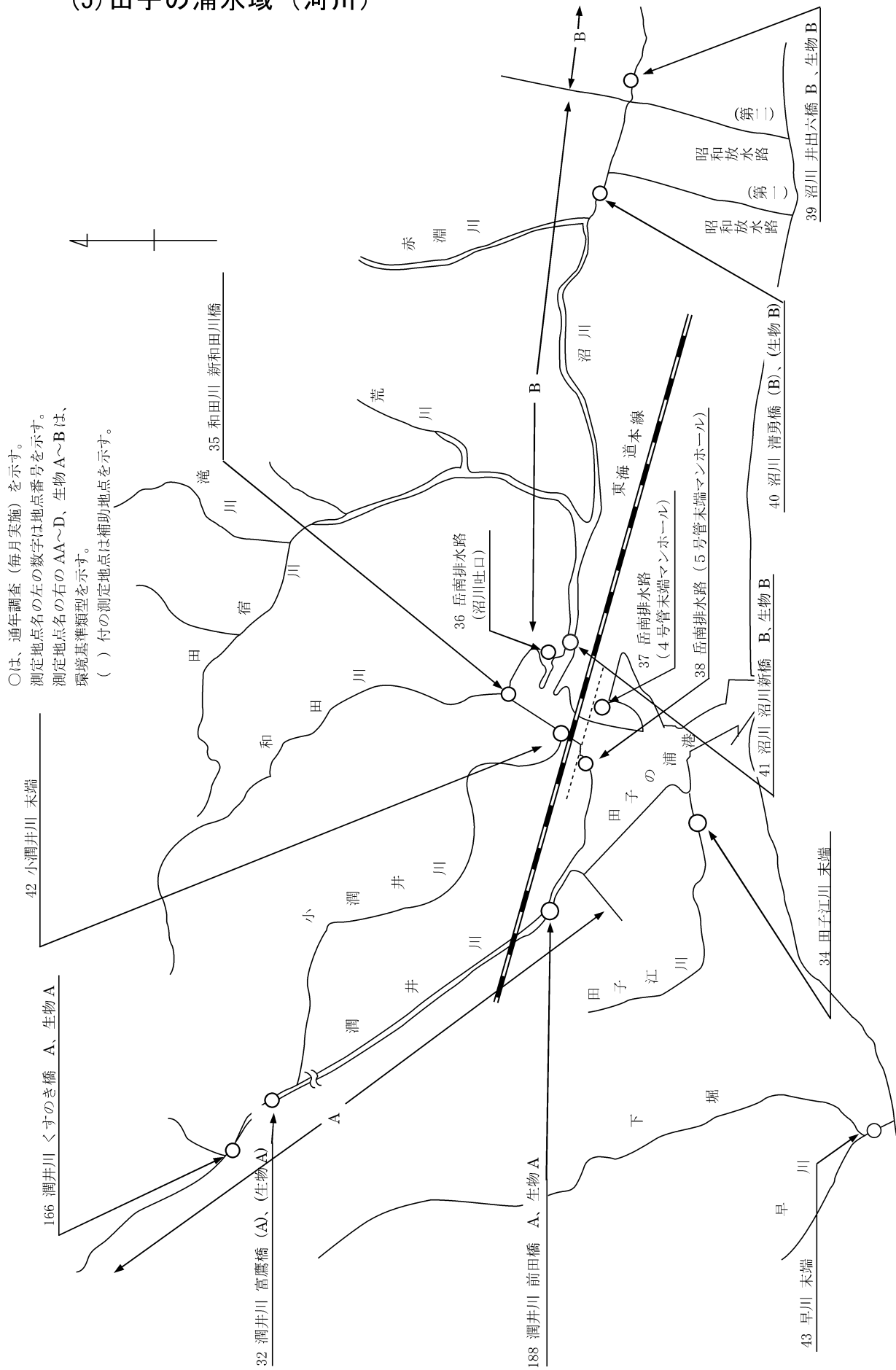
●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

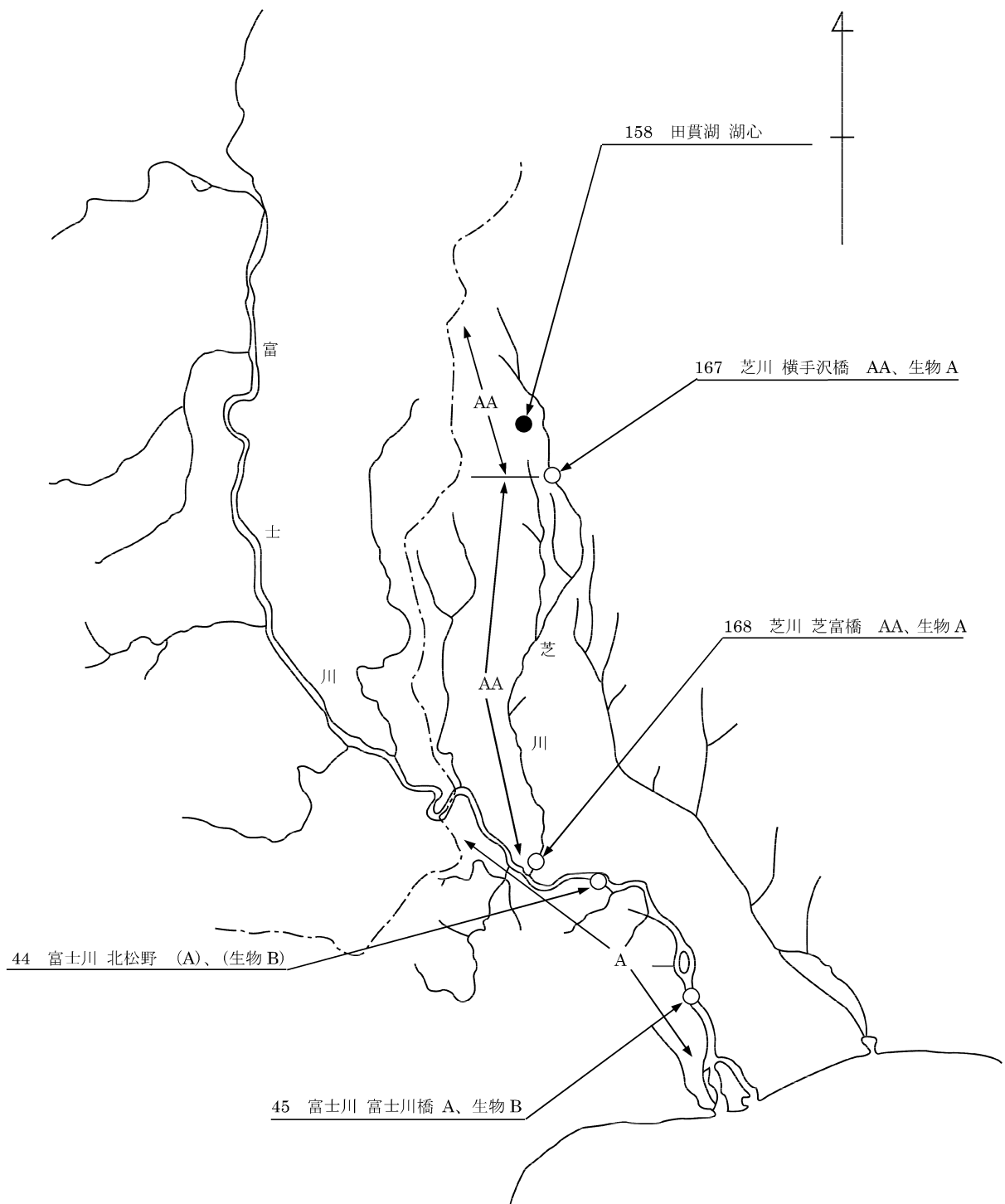
測定地点名の右の AA~D、生物 A~B は、環境基準類型を示す。

() 付の測定地点は補助地点を示す。

(5) 田子の浦水域（河川）

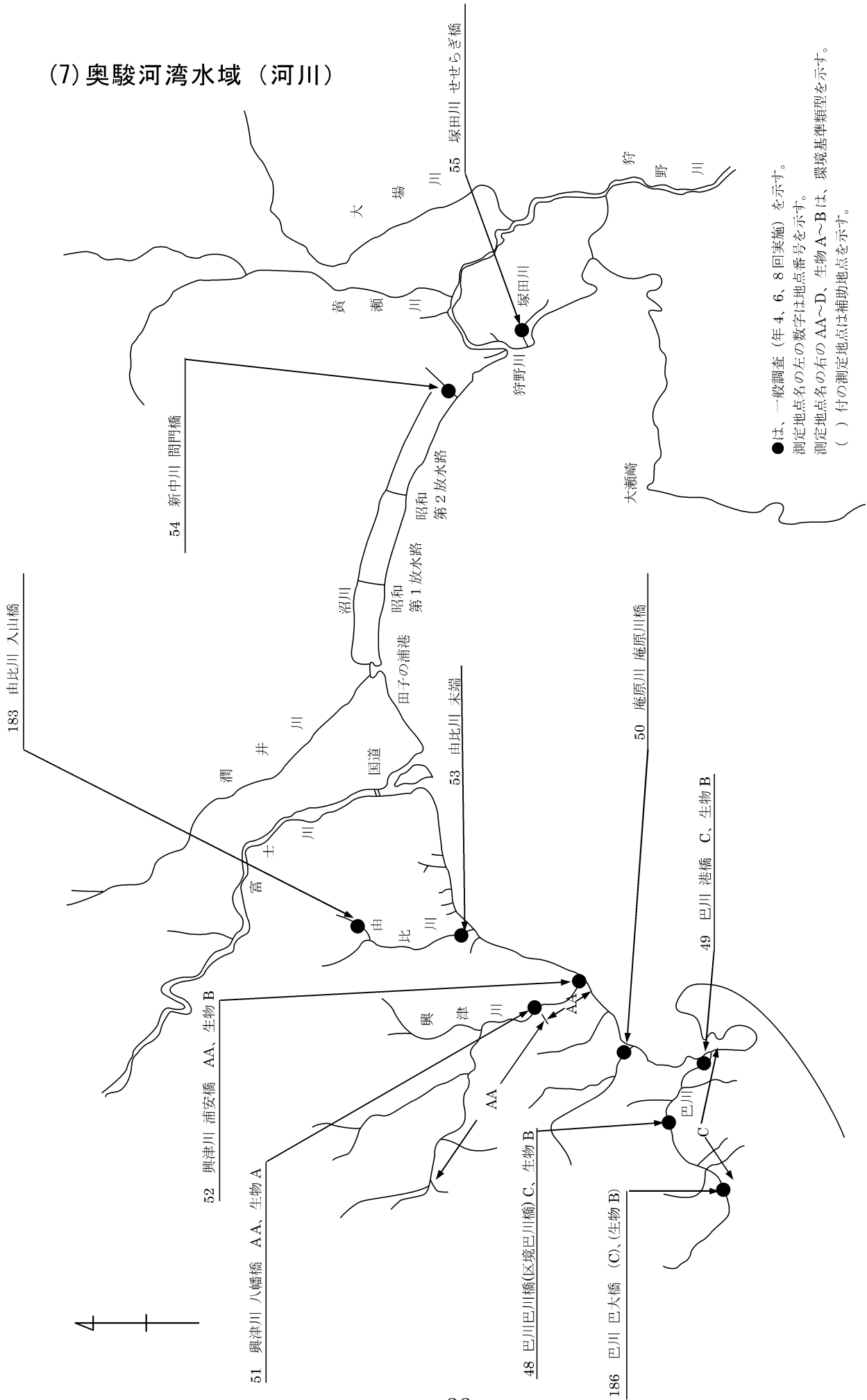


(6) 富士川水域（河川・湖沼）

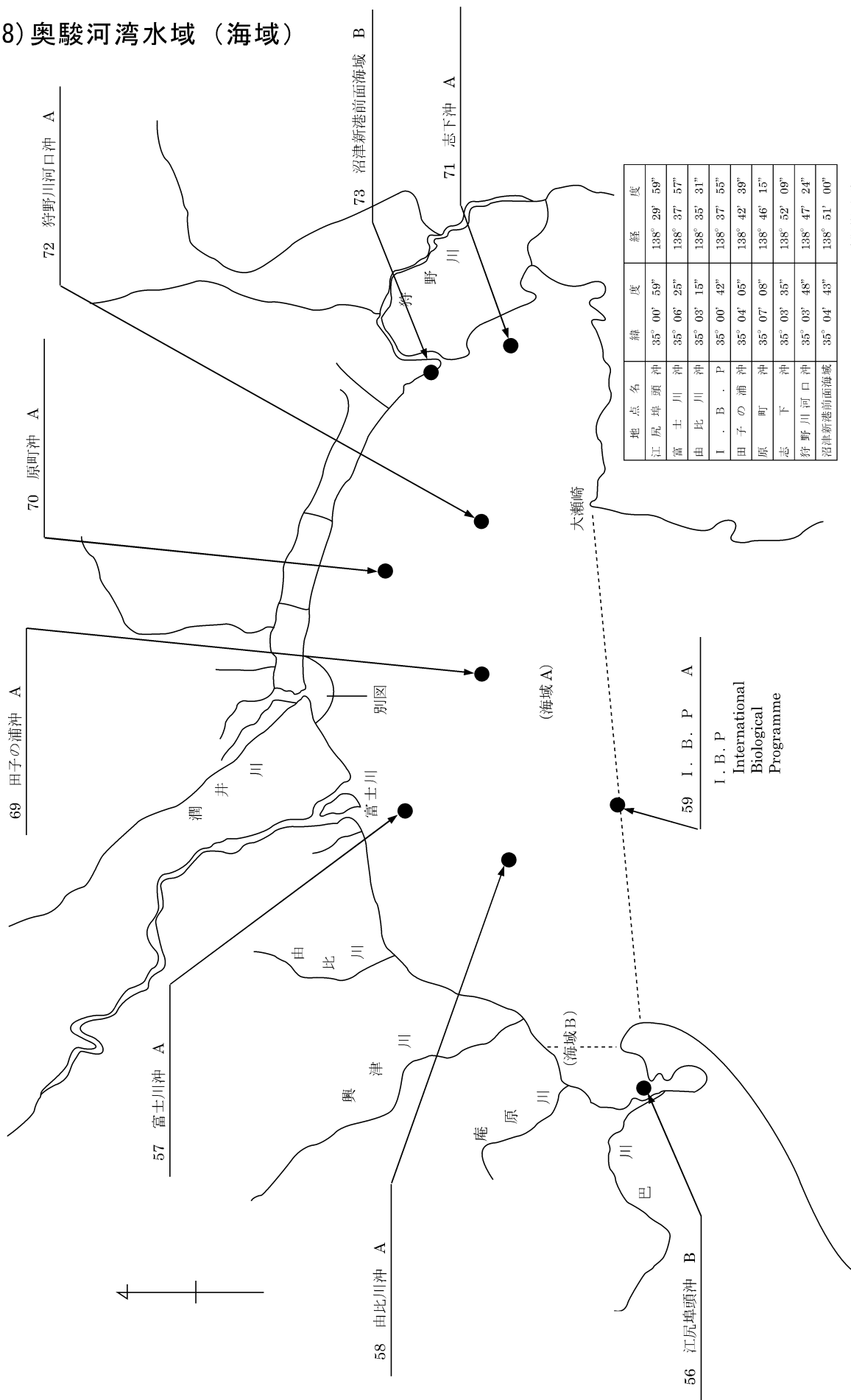


○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 ●は、一般調査（年4回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～D、生物A～Bは、環境基準類型を示す。
 () 付の測定地点は補助地点を示す。

(7) 奥駿河湾水域（河川）



(8) 奥駿河湾水域（海域）

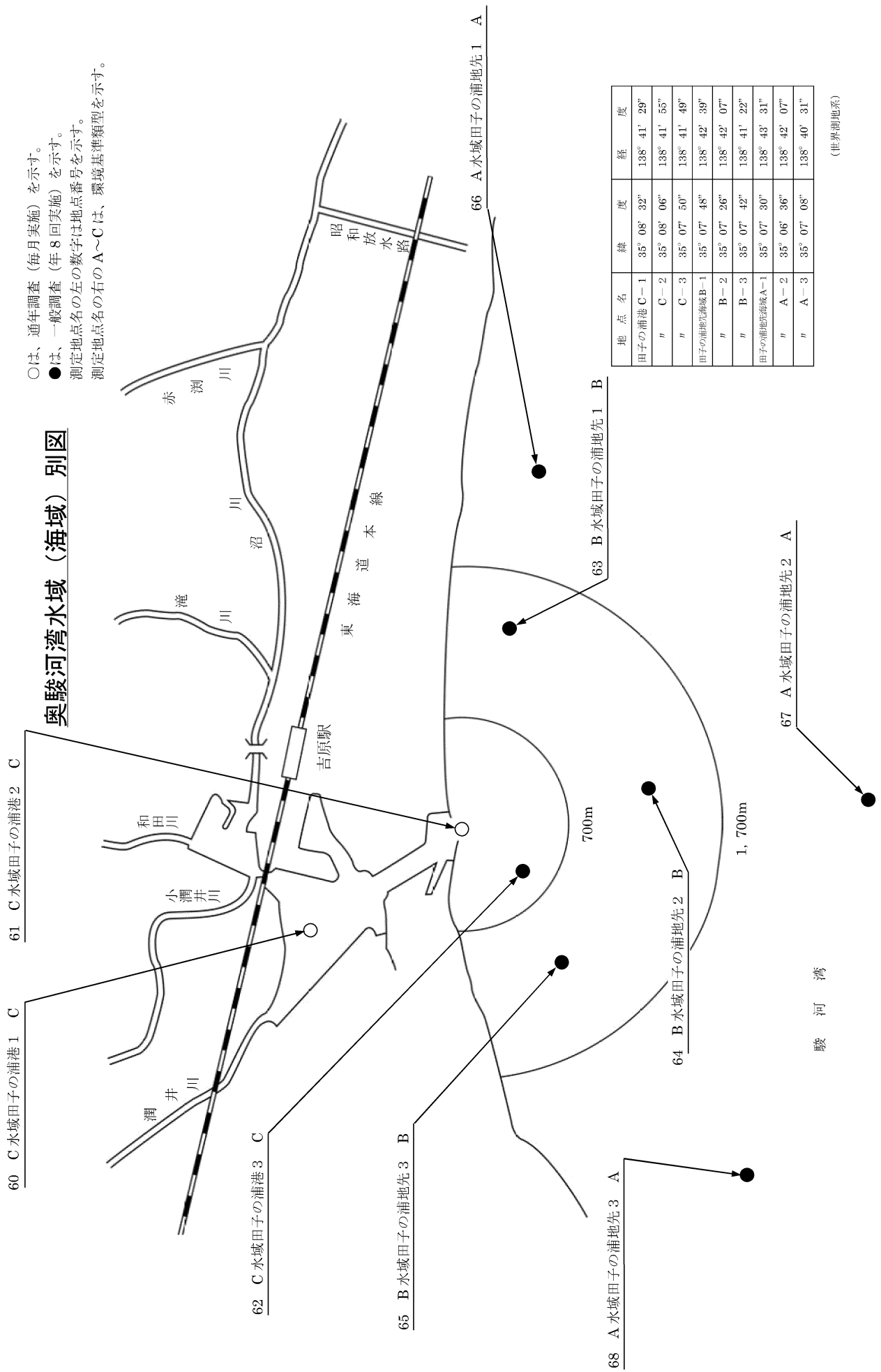


(世界測地系)

●は、一般調査（年4回実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 ●は、一般調査（年8回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。

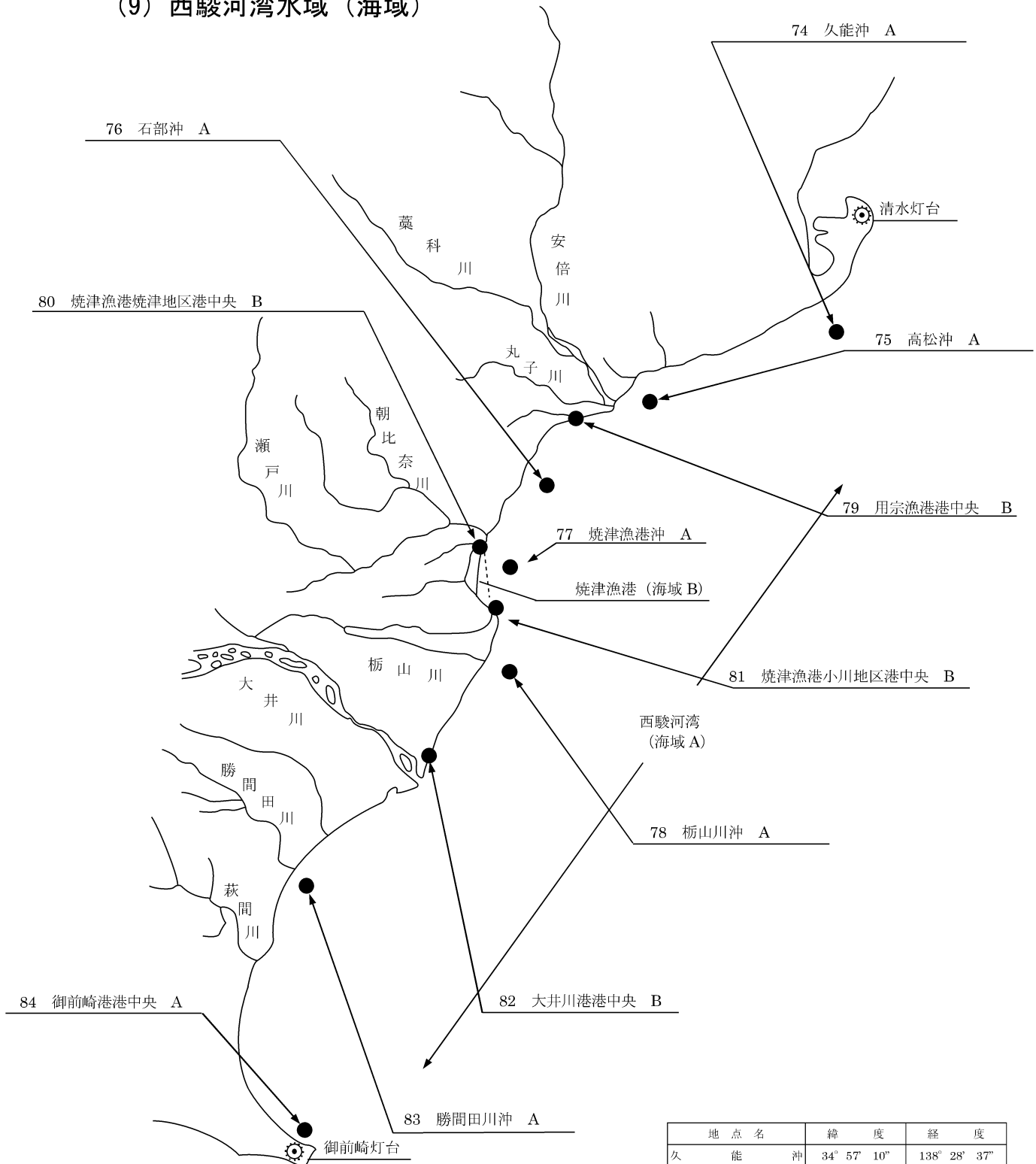
奥駿河湾水域（海域）別図



地点名	緯度	経度
田子の浦港 C-1	35° 08' 32"	138° 41' 29"
" C-2	35° 08' 06"	138° 41' 55"
" C-3	35° 07' 50"	138° 41' 49"
田子の浦地区海城 B-1	35° 07' 48"	138° 42' 39"
" B-2	35° 07' 26"	138° 42' 07"
" B-3	35° 07' 42"	138° 41' 22"
田子の浦地区海城 A-1	35° 07' 30"	138° 43' 31"
" A-2	35° 06' 36"	138° 42' 07"
" A-3	35° 07' 08"	138° 40' 31"

(世界測地系)

(9) 西駿河湾水域（海域）



●は、一般調査（年4回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。

地点名	緯度	経度
久能沖	34° 57' 10"	138° 28' 37"
高松沖	34° 56' 06"	138° 25' 26"
石部沖	34° 53' 38"	138° 21' 35"
焼津漁港沖	34° 51' 48"	138° 20' 13"
新井川沖	34° 48' 52"	138° 20' 25"
用宗漁港港中央	34° 55' 23"	138° 22' 08"
焼津漁港焼津地区港中央	34° 52' 06"	138° 19' 52"
焼津漁港小川地区港中央	34° 51' 01"	138° 19' 47"
大井川港港中央	34° 46' 43"	138° 17' 41"
勝間田川沖	34° 43' 45"	138° 16' 06"
御前崎港港中央	34° 36' 55"	138° 13' 15"

(世界測地系)

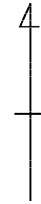
(10) 静岡水域（河川）

○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年 6、8 回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

測定地点名の右の AA~D、生物 A~B は、環境基準類型を示す。



86 藁科川 牧ヶ谷橋 AA、生物 A

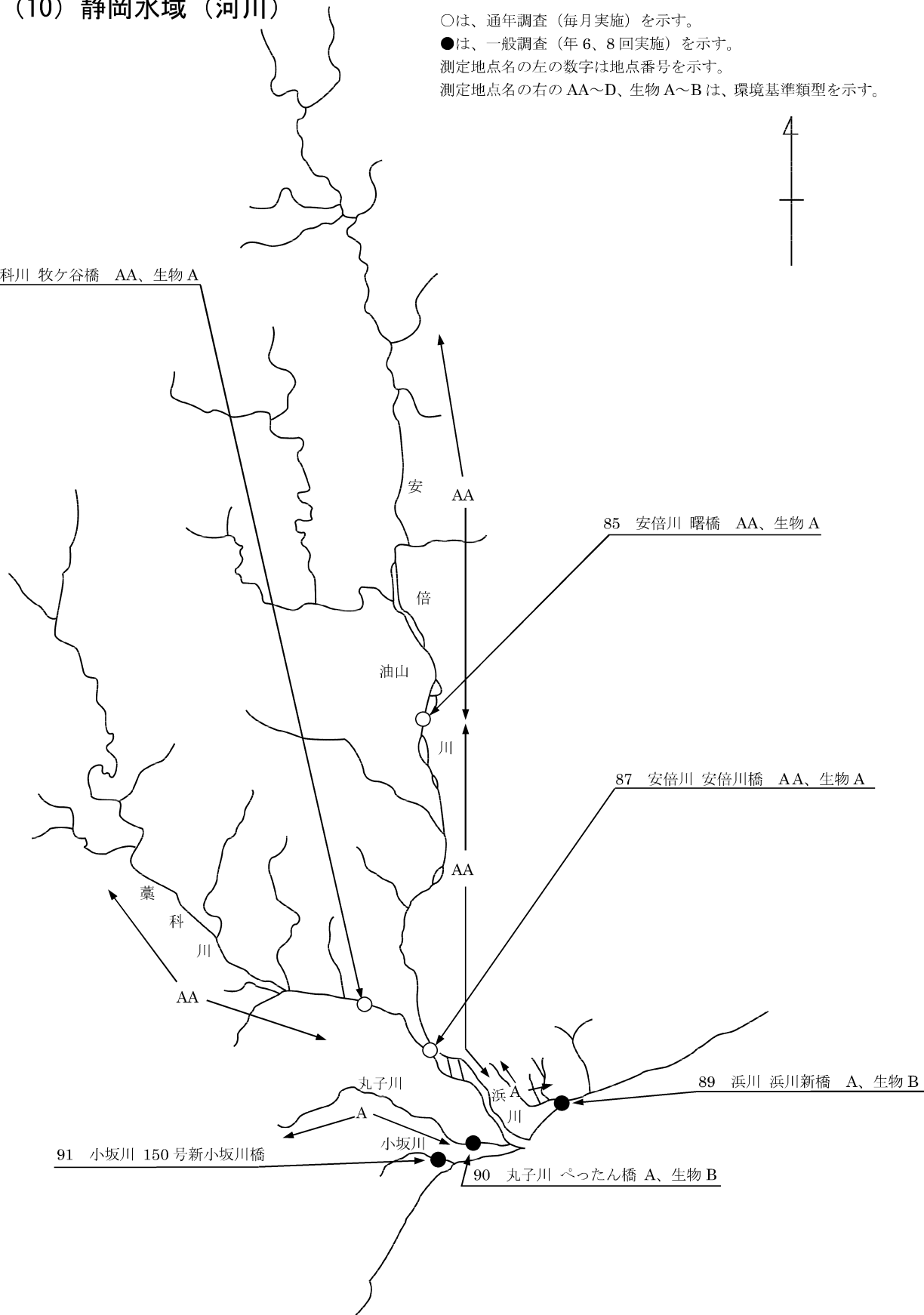
85 安倍川 曙橋 AA、生物 A

87 安倍川 安倍川橋 AA、生物 A

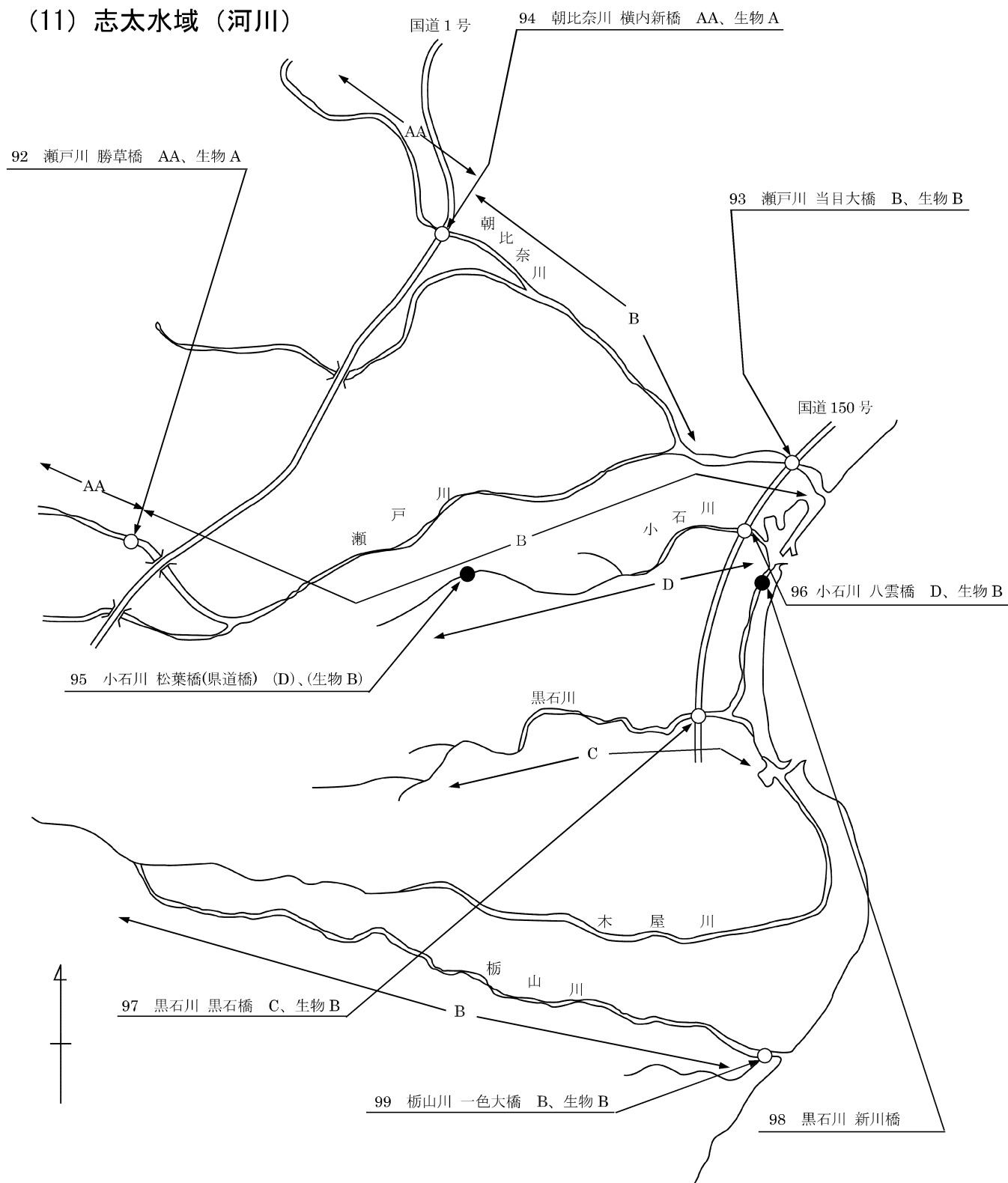
89 浜川 浜川新橋 A、生物 B

91 小坂川 150 号新小坂川橋

90 丸子川 ペったん橋 A、生物 B



(11) 志太水域（河川）



○は、通年調査（毎月実施）を示す。

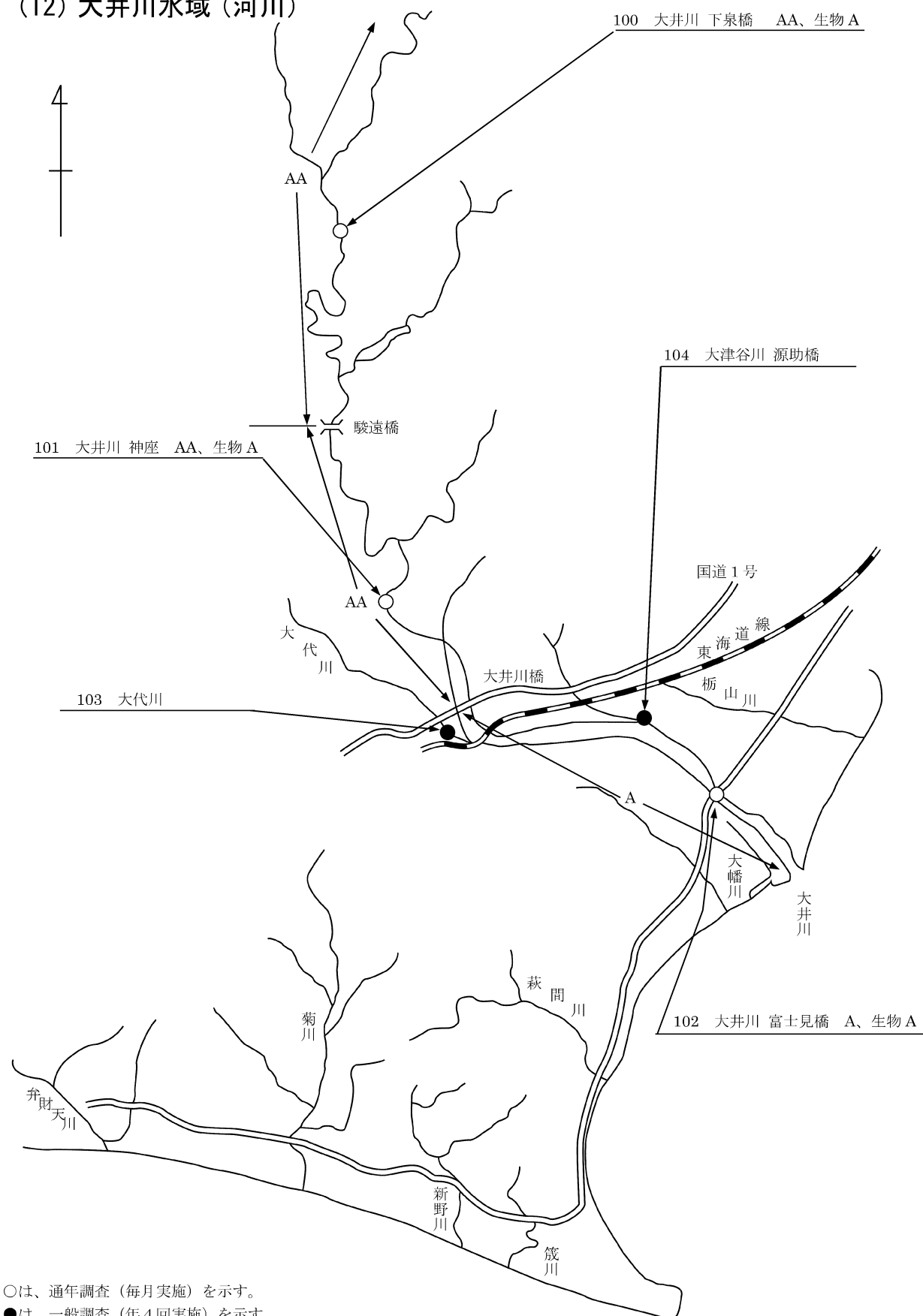
●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

測定地点名の右の AA～D、生物 A～B は、環境基準類型を示す。

() 付の測定地点は補助地点を示す。

(12) 大井川水域（河川）



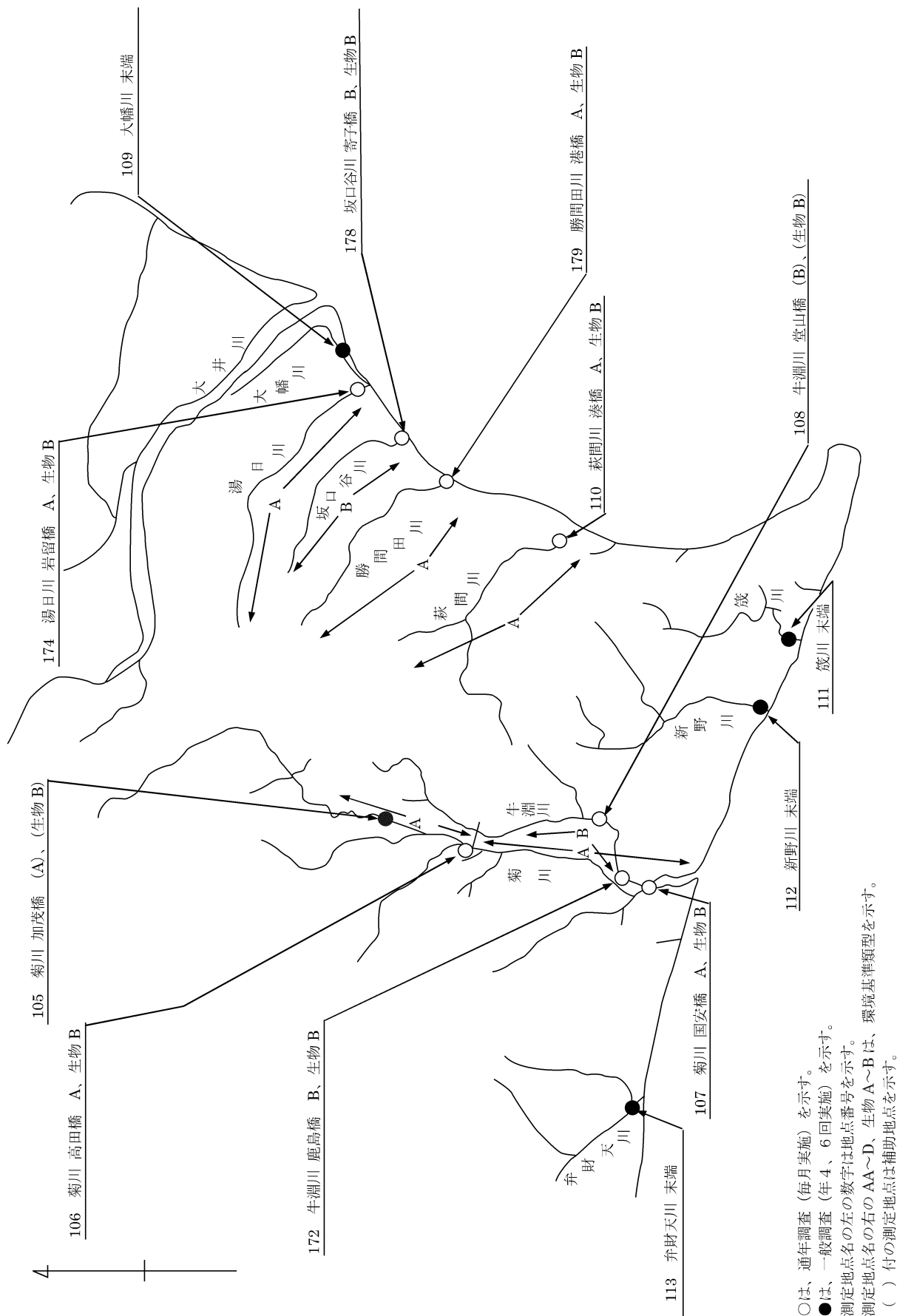
○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

測定地点名の右の AA~D、生物 A~B は、環境基準類型を示す。

(13) 榛南小笠水域（河川）



(14) 太田川水域（河川）

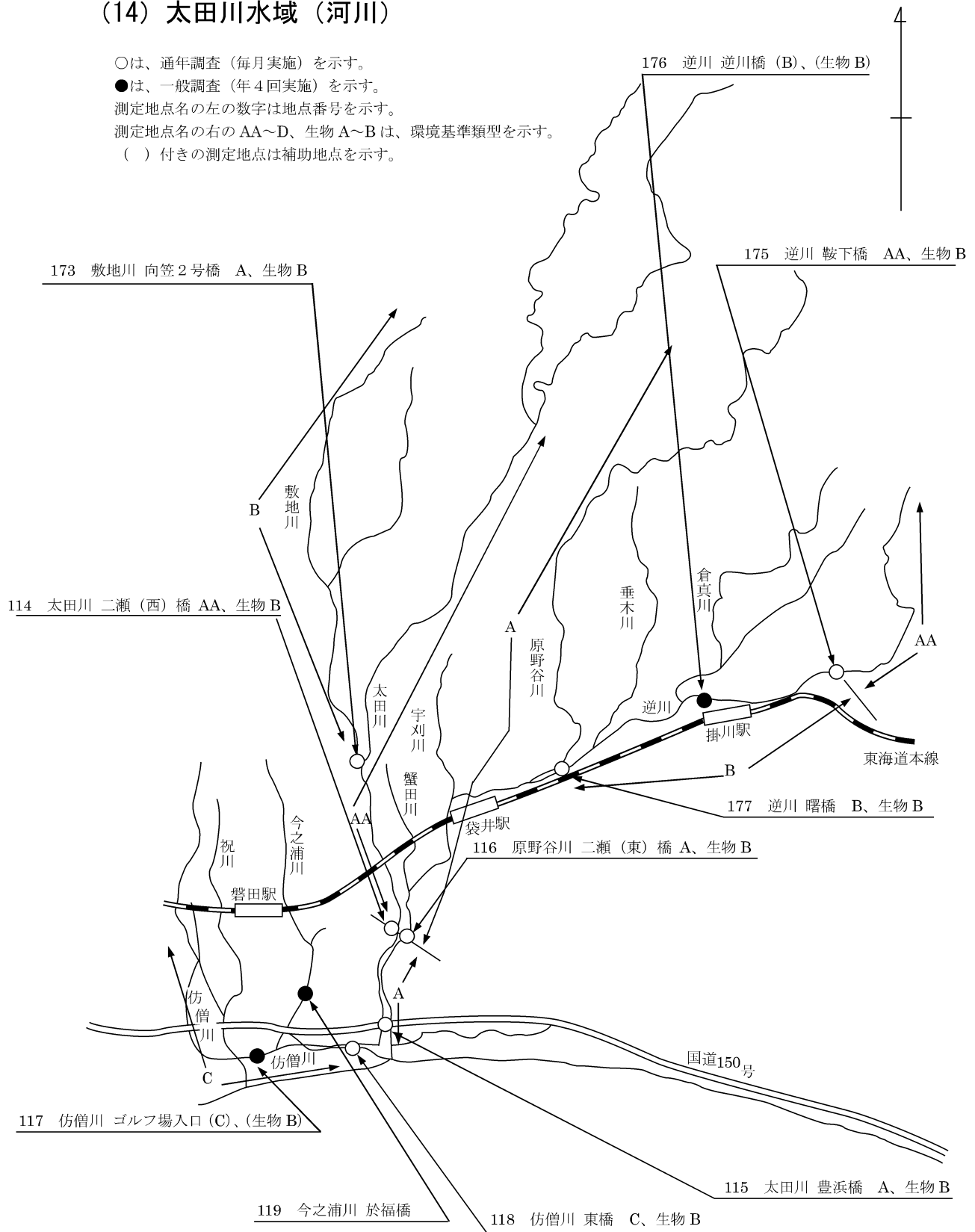
○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

測定地点名の右のAA～D、生物A～Bは、環境基準類型を示す。

() 付きの測定地点は補助地点を示す。



(15) 天竜川水域（河川・湖沼）

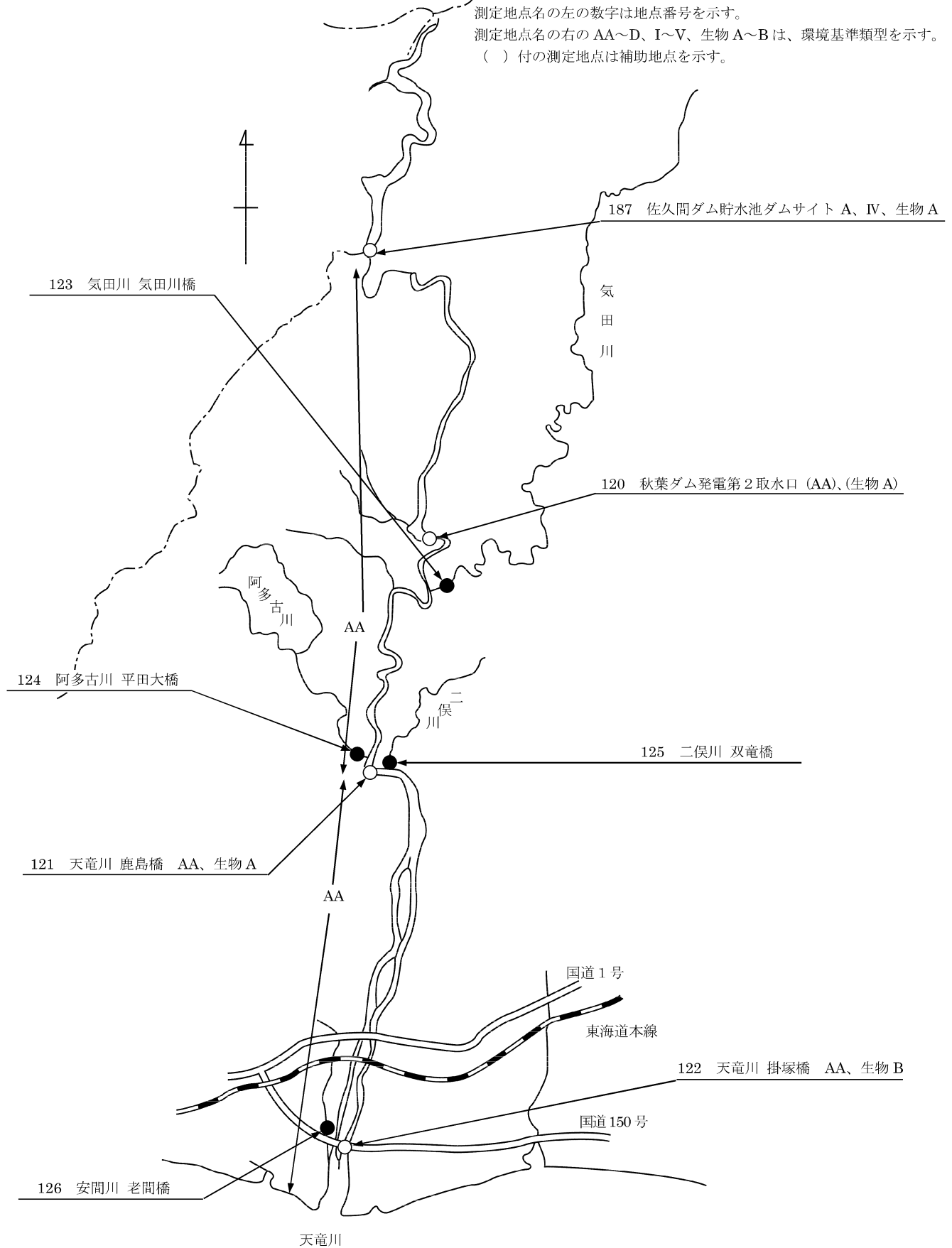
○は、通年調査（毎月実施）を示す。

●は、一般調査（年4、6回実施）を示す。

測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

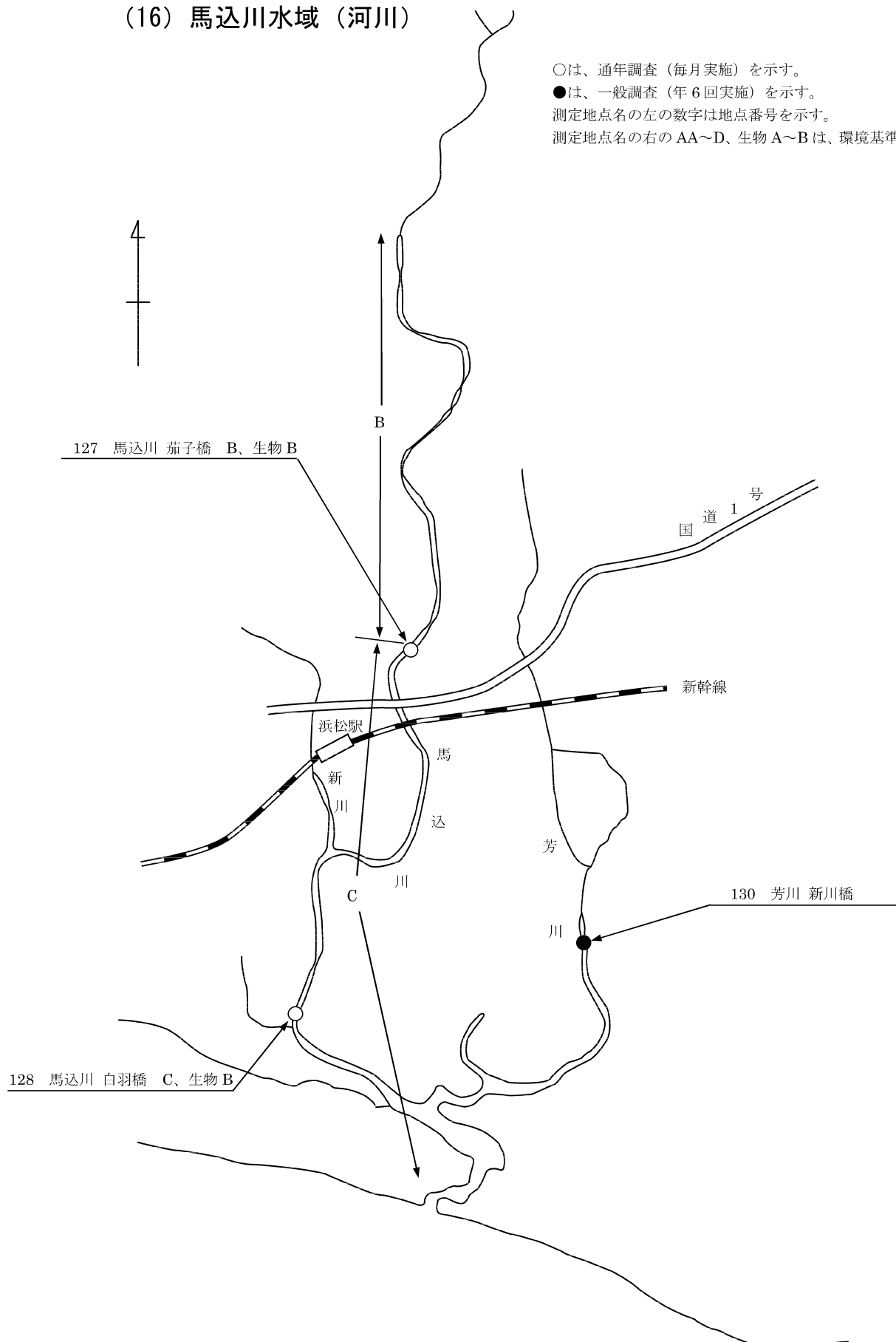
測定地点名の右のAA～D、I～V、生物A～Bは、環境基準類型を示す。

（ ）付の測定地点は補助地点を示す。



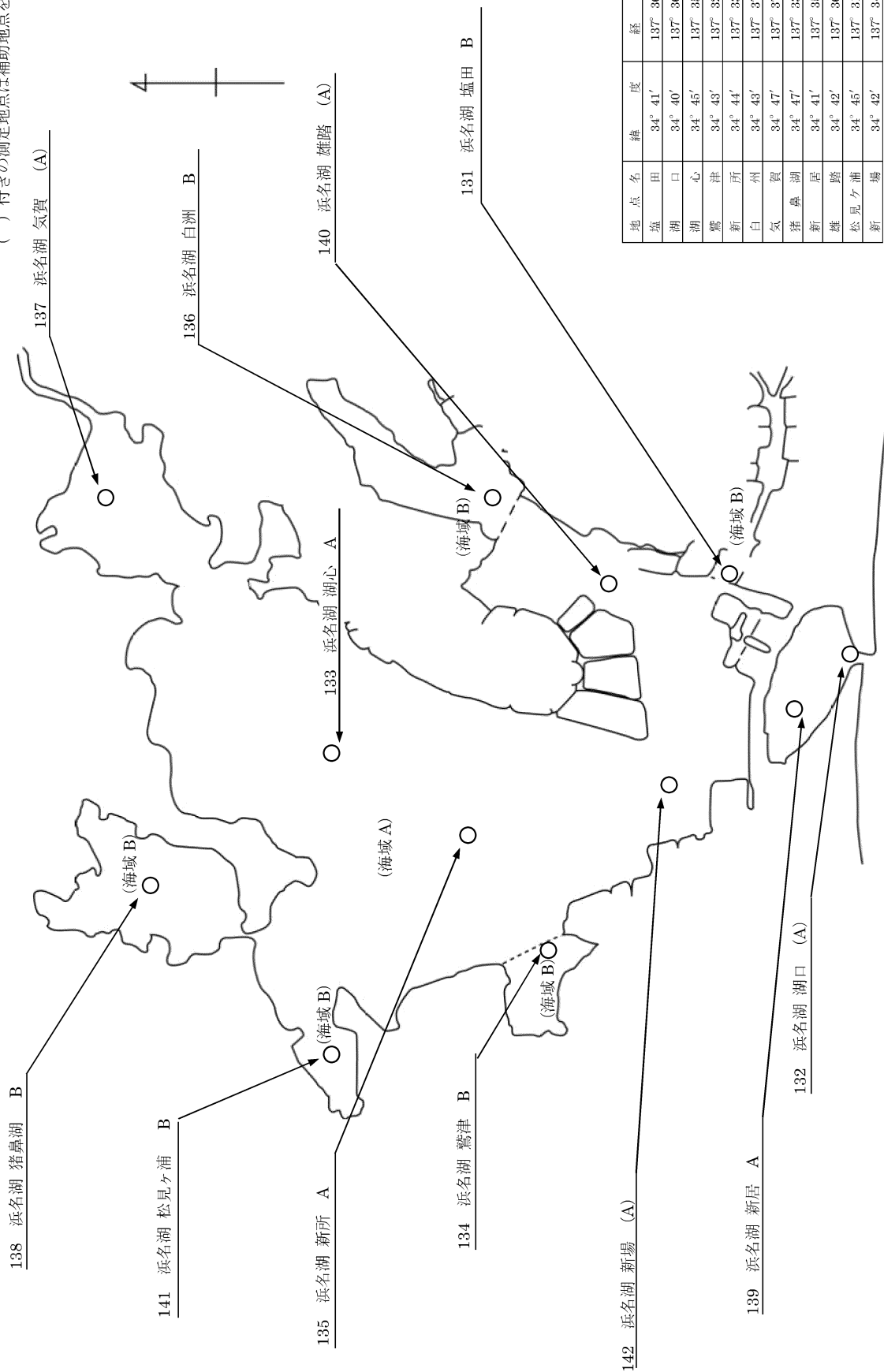
(16) 馬込川水域（河川）

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 ●は、一般調査（年6回実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のAA～D、生物A～Bは、環境基準類型を示す。



浜名湖水域（海域）pH、D₀、COD、大腸菌数

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
 測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
 測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。
 () 付きの測定地点は補助地点を示す。

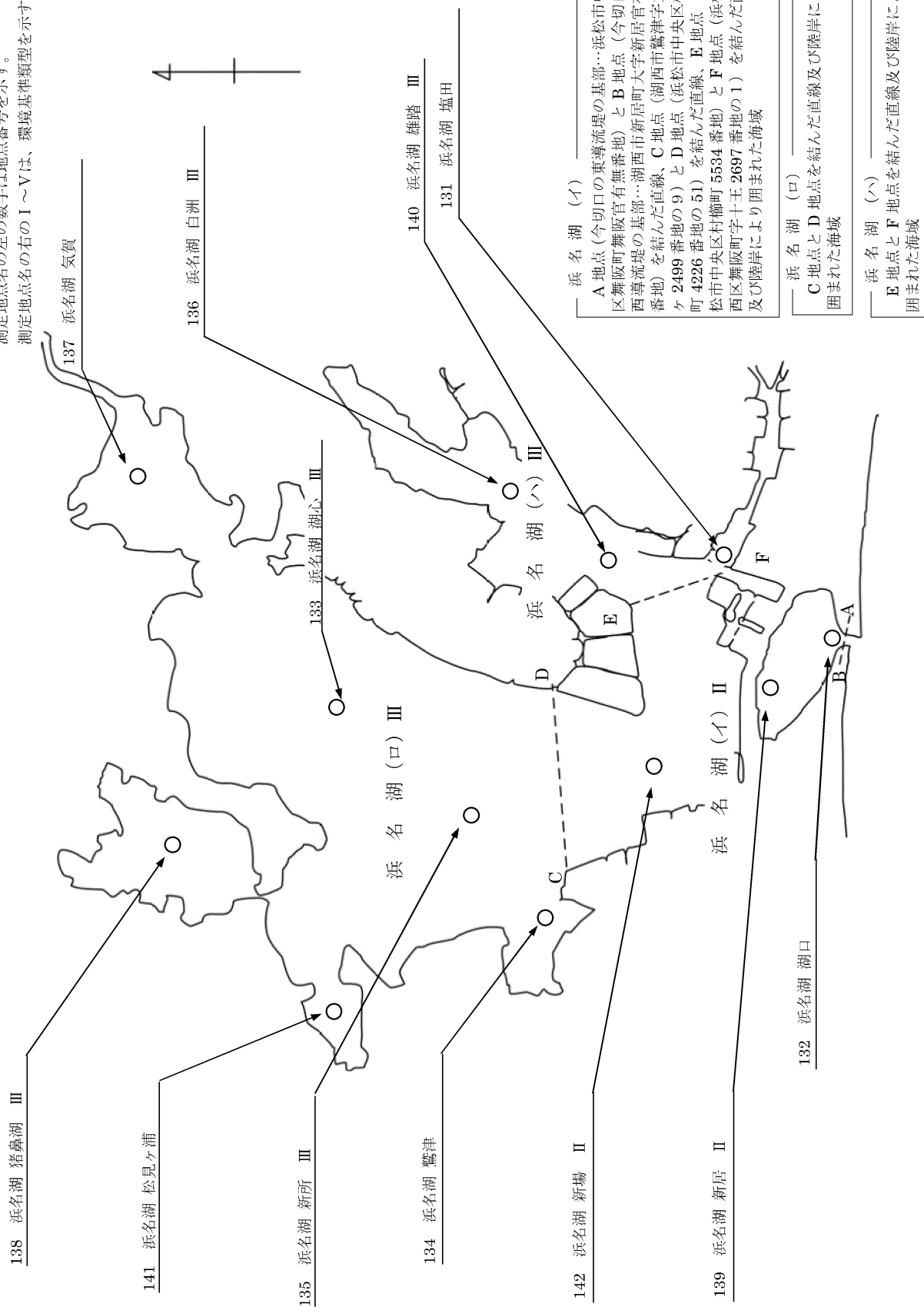


地点名	緯度	経度
塩田	34° 41'	137° 36' 40"
湖口	34° 40'	137° 36' 04"
湖心	34° 45'	137° 35' 23"
鷺津	34° 43'	137° 32' 45"
新所	34° 44'	137° 33' 33"
白州	34° 43'	137° 37' 13"
気賀	34° 47'	137° 37' 46"
猪鼻湖	34° 47'	137° 33' 26"
新居	34° 41'	137° 35' 11"
雄踏	34° 42'	137° 36' 29"
松見ヶ浦	34° 45'	137° 31' 21"
新場	34° 42'	137° 34' 11"

(世界測地系)

浜名湖水域（海域）全窒素、全磷

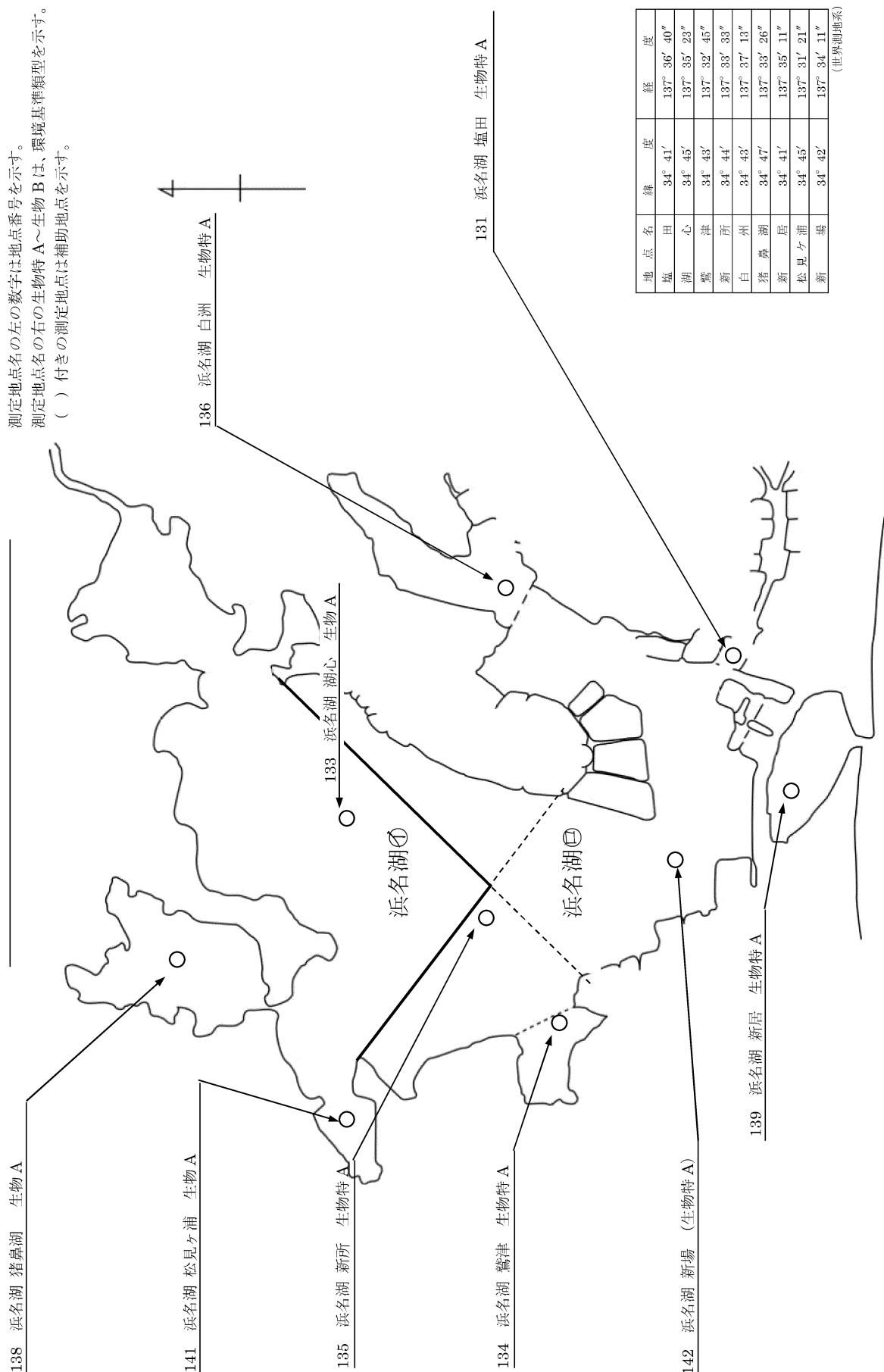
○は、通年調査（毎月実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右のⅠ～Ⅴは、環境基準類型を示す。



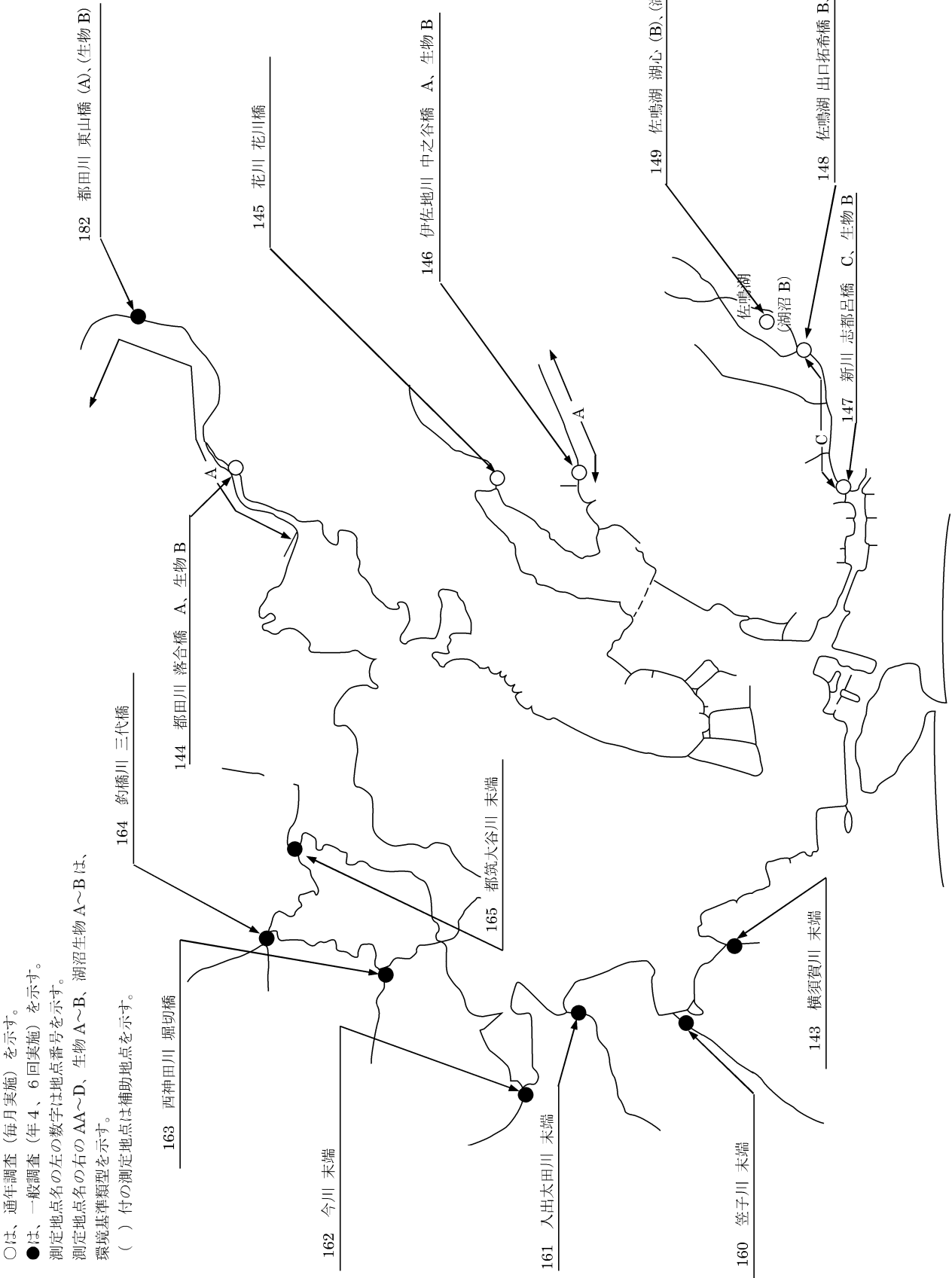
浜名湖水域（海域）全垂鉛、ノルフェノール、LAS

○は、通年調査（毎月実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右の生物特 A～生物 B は、環境基準類型を示す。
（ ） 付きの測定地点は補助地点を示す。

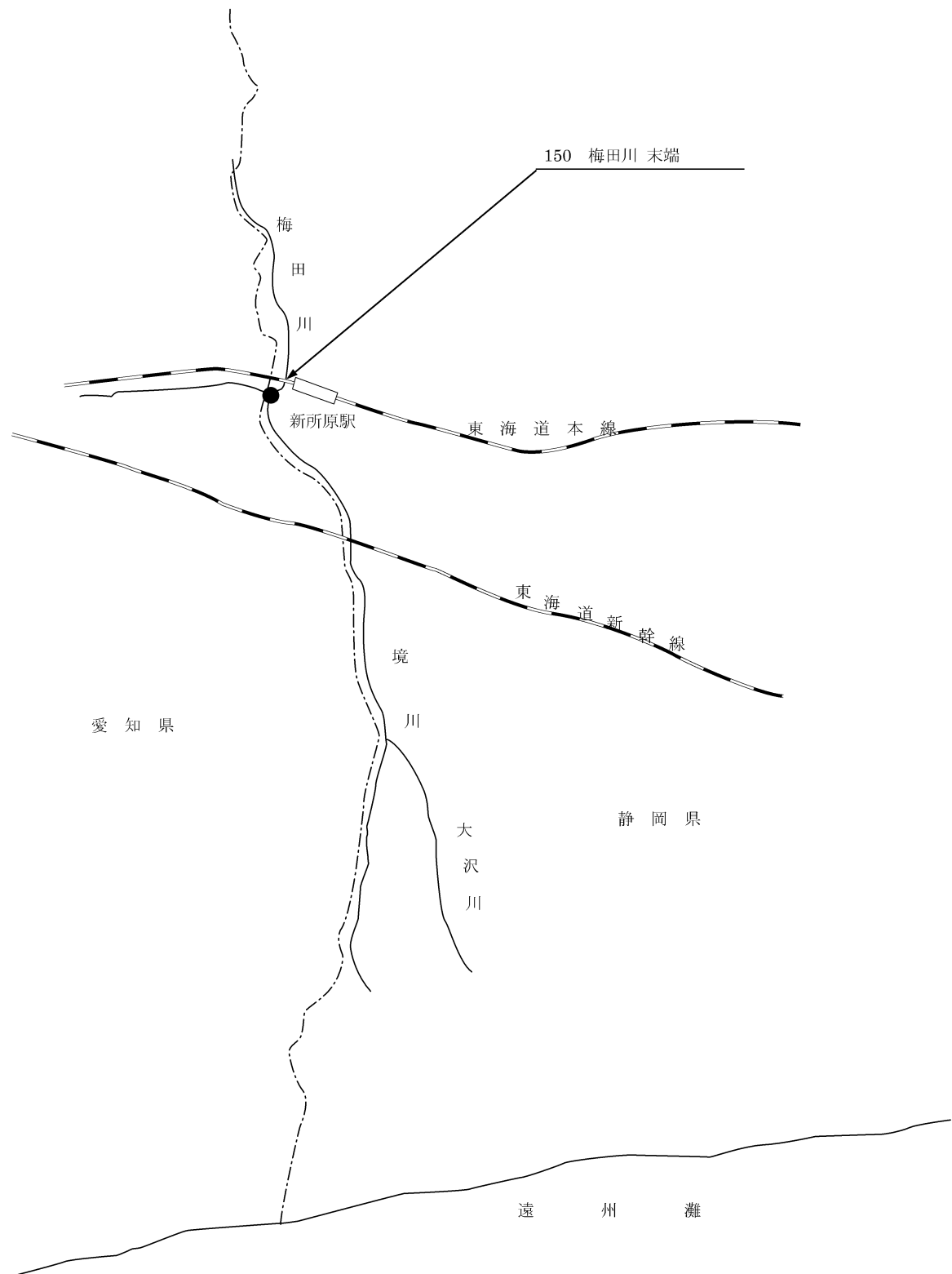
浜名湖水域（海域）全垂鉛、ノルフェノール、LAS



浜名湖水域（河川、湖沼）



(18) 梅田川水域（河川）

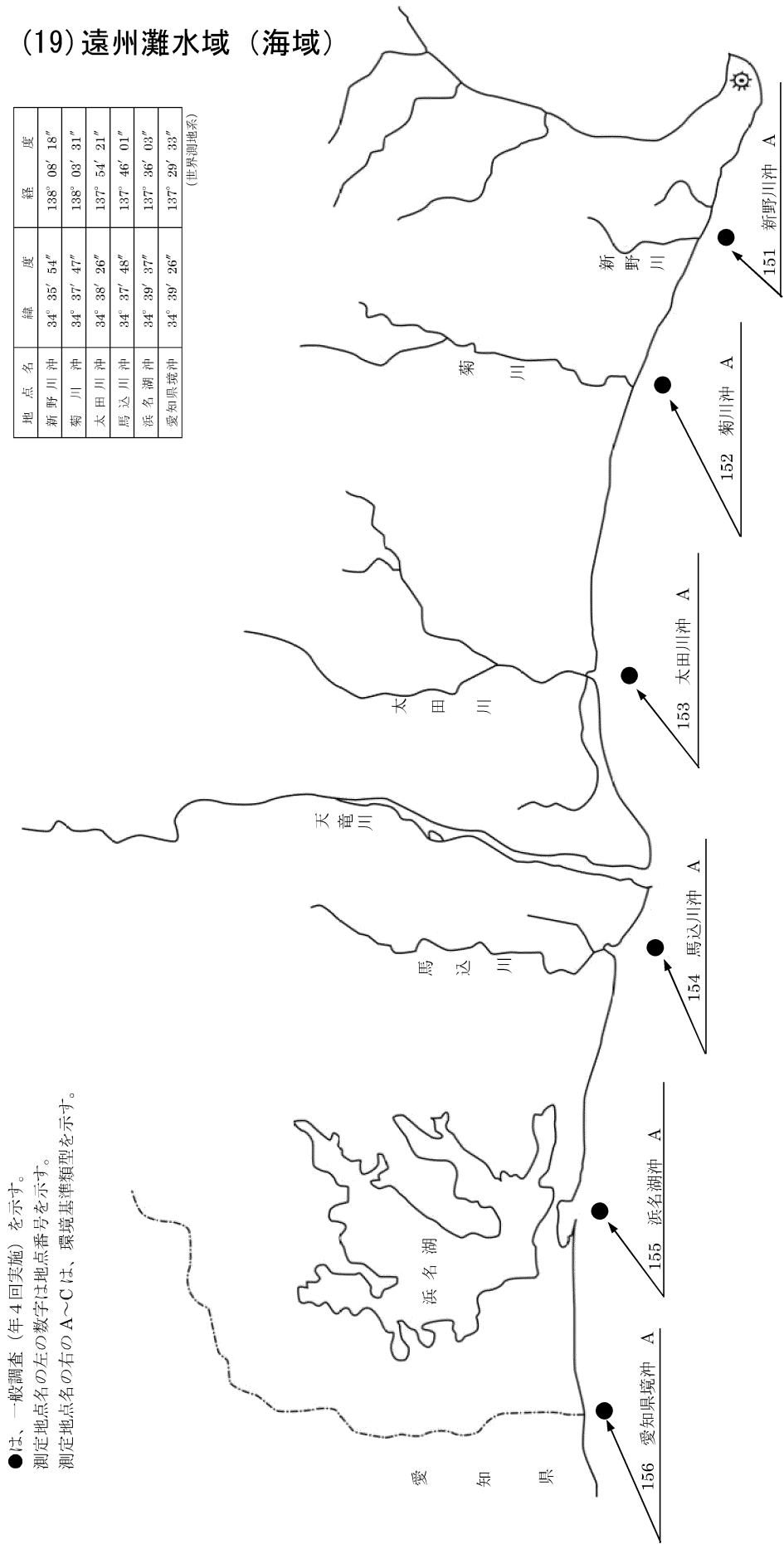


●は、一般調査（年4回実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。

(19) 遠州灘水域（海域）

地点名	緯度	経度
新野川沖	34° 35′ 54″	138° 08′ 18″
菊川沖	34° 37′ 47″	138° 03′ 31″
太田川沖	34° 38′ 26″	137° 54′ 21″
馬込川沖	34° 37′ 48″	137° 46′ 01″
浜名湖沖	34° 39′ 37″	137° 36′ 03″
愛知県境沖	34° 39′ 26″	137° 29′ 33″

(世界測地系)



遠 州 灘 (海域 A)

●は、一般調査（年4回実施）を示す。
測定地点名の左の数字は地点番号を示す。
測定地点名の右のA～Cは、環境基準類型を示す。

別表２ 公共用水域水質測定方法等

区 分	項 目	分 析 方 法	環境基準値等 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)
生活環境項目	pH	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	6.0～8.5	—
	DO	〃	2～7.5 以上	0.5
	BOD	〃	10～1 以下	0.5
	COD	〃	8～1 以下	0.5
	SS	〃	100～1 以下	1
	大腸菌数	〃	1,000～20 以下 (CFU/100ml)	1
	全窒素	〃	1～0.1 以下	0.05
	全磷	〃	0.1～0.005 以下	0.003
	全亜鉛	〃	0.03～0.01 以下	0.001
	ノニルフェノール	〃	0.002～0.0006 以下	0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	〃	0.05～0.006 以下	0.0006
健康項目	カドミウム	昭和46年環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準)に定める方法	0.003 以下	0.0003
	全シアン	〃	検出されないこと	0.1
	鉛	〃	0.01 以下	0.005
	六価クロム	〃	0.02 以下	0.01
	砒素	〃	0.01 以下	0.005
	総水銀	〃	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	〃	検出されないこと	0.0005
	PCB	〃	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	〃	0.02 以下	0.002
	四塩化炭素	〃	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	〃	0.004 以下	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	〃	0.1 以下	0.01
	シス-1,2-ジクロロエチレン	〃	0.04 以下	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	〃	1 以下	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	〃	0.006 以下	0.0006
	トリクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.001
	テトラクロロエチレン	〃	0.01 以下	0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	〃	0.002 以下	0.0002
	チウラム	〃	0.006 以下	0.0006
	シマジン	〃	0.003 以下	0.0003
	チオベンカルブ	〃	0.02 以下	0.002
	ベンゼン	〃	0.01 以下	0.001
	セレン	〃	0.01 以下	0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	〃	10 以下	0.02 (0.01)
	ふっ素	〃	0.8 以下	0.08
	ほう素	〃	1 以下	0.1
	1,4-ジオキサン	〃	0.05 以下	0.005
特 殊 項 目	銅	昭和49年環境庁告示第64号(排水基準に係る検定方法)に定める方法	—	0.01
	クロム	〃	—	0.02
その他の項目	アンモニア性窒素	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102-2の13に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	亜硝酸性窒素	規格 K0102-2の14に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01 (0.001)
	硝酸性窒素	規格 K0102-2の15に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.01
	磷酸性磷	規格 K0102-2の18.2に定める方法又はこれに準ずる方法	—	0.005
	塩素イオン	規格 K0102-2の6に定める方法又はこれに準ずる方法	—	—
	クロロホルム	規格 K0125 5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法	—	0.006 (0.0005)
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	〃	—	0.004 (0.0005)
	1,2-ジクロロプロパン	〃	—	0.006 (0.0005)
	p-ジクロロベンゼン	〃	—	0.02 (0.0005)

区 分	項 目	分 析 方 法	環境基準値等 (m g / l)	報告下限値 (m g / l)
	イソキサチオン	平成5年環水規 121 号付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—	0.0005 (0.00008)
	ダイアジノン	〃	—	0.0005
	フェニトロチオン	〃	—	0.0005 (0.0003)
	イソプロチオラン	〃	—	0.004 (0.0005)
	オキシ銅	平成5年環水規 121 号付表 2 に掲げる方法	—	0.004 (0.0005)
	クロロタロニル	平成5年環水規 121 号付表 1 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—	0.005 (0.0005)
	プロピザミド	〃	—	0.0008 (0.0005)
	EPN	〃	—	0.0006 (0.0005)
	ジクロルボス	〃	—	0.0008 (0.0005)
	フェノブカルブ	〃	—	0.003 (0.0005)
	イプロベンホス	〃	—	0.0008 (0.0005)
	クロルニトロフェン	〃	—	0.0005
	トルエン	規格K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	—	0.06 (0.0005)
	キシレン	〃	—	0.04 (0.0005)
	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年環水規 121 号付表 3 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	—	0.006
	ニッケル	規格K0102-3 18.4、18.5 又は規格K0102-34.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 232.0 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	—	0.01 (0.001)
	モリブデン	規格K0102-3 27.2、27.3 又は規格K0102-3 4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長 313.3 nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸パラジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	—	0.007
	アンチモン	規格K0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法	—	0.002
	塩化ビニルモノマー	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 1 に掲げる方法	—	0.0002
	エピクロロヒドリン	平成 16 年環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号付表 2 に掲げる方法	—	0.00004
	全マンガン	規格K0102-3 15.2、15.3、15.4 又は 15.5 に定める方法 (準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析するにあつては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	—	0.02
	ウラン	規格K0102-3 30.2 又は 30.3 に定める方法	—	0.0002
	4-tert-オクチルフェノール	平成 25 年環水大発第 1303272 号付表 1 に掲げる方法	—	0.0004
	PFOS及びPFOA	令和 2 年環水大発第 2005281 号・環水土大発第 2005282 号付表 1 に掲げる方法	—	0.00001 (0.000002)

区 分	項 目	分 析 方 法	環境基準値等 (mg/l)	報告下限値 (mg/l)
備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準については、最高値とする。				
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。				
3 1,1,2-トリクロロエタンの測定方法で日本産業規格K0125の5に準ずる方法を用いる場合は、1,1,1-トリクロロエタン測定方法のうち日本産業規格K0125の5に定める方法を準用することとする。この場合、「塩素化炭化水素類混合標準液」の1,1,2-トリクロロエタンの濃度は、溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法にあっては2 μg/ml、ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ法にあっては、2mg/ml とする。				
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の報告下限値は静岡市に限り 0.01mg/l とする。				
5 亜硝酸性窒素の報告下限値は静岡市に限り 0.001mg/l とする。				
6 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、トルエン及びキシレンは浜松市に限り 0.0005mg/l とする。				
7 イソキサチオンは静岡市に限り 0.00008mg/l とする。				
8 イフェントロチオンは静岡市に限り 0.0003mg/l とする。				
9 ニッケルは静岡市に限り 0.001mg/l とする。				
10 PFOS 及び PFOA は浜松市を除き 0.000002mg/l とする。				

項目名	注意事項		項目コード
	(最小値)	(最大値)	
地点名			001
地点コード	コードxx桁		001
測定日	YYYYMMDD		002
測定時刻	数値(HHMM)		004
採取位置	コード2桁		005
採取位置コード	コード2桁		005
採取水深	数値(m)		006
調査区分	コード1桁		007
調査区分コード	コード1桁		007
調査機関	コード3桁		008
調査機関コード	コード3桁		008
採水機関	コード3桁		009
採水機関コード	コード3桁		009
分析機関	コード3桁		010
分析機関コード	コード3桁		010
天候	コード2桁		111
天候コード	コード2桁		111
気温	-99.9	99.9	112
水温	-99.9	99.9	113
流量	-99.99	99.99	116
全水深	0	500	115
透明度	0	30	120
透視度	0	30	121
色相コード	コード3桁		119
色相コード	コード3桁		119
臭気コード	コード3桁		118
臭気コード	コード3桁		118
流況コード	コード2桁		122
流況コード	コード2桁		122
pH	0	14	201
DO	0.5	999.9	202
BOD	0.5	999.9	203
COD	0.5	999.9	204
SS	1	99999	205
大腸菌数	1	9.90E+99	207
全窒素	0.05	99.99	208
全燐	0.003	99.999	209
亜鉛	0.001		210
底層DO	0.5	999.9	211
カリウム	0.001	100	301
全シアン	0.1	100	302
鉛	0.005	100	304
六価クロム	0.01	100	305
砒素	0.005	100	306
総水銀	0.0005	100	307
アルキル水銀	0.0005	100	308
PCB	0.0005	100	309
ジクロロメタン	0.002	100	310
四塩化炭素	0.0002	100	311
1,2-ジクロロエタン	0.0004	100	312
1,1-ジクロロエチレン	0.001	100	313
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	100	314
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	100	315
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	100	316
トリクロロエチレン	0.001	100	317
テトラクロロエチレン	0.0005	100	318
1,3-ジクロロベンゼン	0.0002	100	319
チウラム	0.0006	100	320
シマジン	0.0003	100	321
チオベンカルブ	0.002	100	322
ベンゼン	0.001	100	323
セレン	0.002	100	324
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	0.01		821
ふっ素	0.08	100	407
ほう素	0.1	100	819
1,4-シオキサソ	0.005	100	824
銅	0.01		402
クロム	0.02		406
アンモニア性窒素	0.01		502
亜硝酸性窒素	0.001	100	503
硝酸性窒素	0.01	100	504
燐酸態燐	0.005		505
塩素イオン	-		506
ノニルフェノール	0.00006		904
ノニルフェノール異性体No.01			905
ノニルフェノール異性体No.02			906
ノニルフェノール異性体No.03			907
ノニルフェノール異性体No.04			908
ノニルフェノール異性体No.05			909
ノニルフェノール異性体No.06			910
ノニルフェノール異性体No.07			911
ノニルフェノール異性体No.08			912
ノニルフェノール異性体No.09			913
ノニルフェノール異性体No.10			914
ノニルフェノール異性体No.11			915
ノニルフェノール異性体No.12			916
ノニルフェノール異性体No.13			917
LAS	0.0006		940
C10-LAS	0.0001		941
C11-LAS	0.0001		942
C12-LAS	0.0001		943
C13-LAS	0.0001		944
C14-LAS	0.0001		945
C8-LAS	0.0001		946

参 考 資 料

1 環境基準設定水域について

令和7年4月1日時点

(1) 河川及び湖沼

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第 958 号 S50. 11. 25	水道2級 水産1級	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	環境保全	○渚橋
	河 津 川	河津川本流	河川AA	直ちに達成	R7. 2. 25 見直し	県告示第 111 号 R7. 2. 25	水道2級 水産1級	○館橋
	稲 生 沢 川	稲生沢川本流	河川A	直ちに達成	S51. 1. 1	県告示第 958 号 S50. 11. 25	水道2級 水産1級	○新下田橋 落合浄水場
	青 野 川	青野川本流	河川A	直ちに達成	H6. 4. 1	県告示第 172 号 H6. 3. 4	水道2級 水産2級 農業用水	○加味橋 石井橋
	白 田 川	白田川本流	河川AA	直ちに達成	R7. 4. 1 見直し	県告示第 111 号 R7. 2. 25	水道2級 農業用水	○しらなみ橋
鮎 沢 川 水 域	鮎 沢 川	鮎沢川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第 1141 号 S49. 11. 29	水道2級 水産1級	○県境 ○竹の下えん堤
狩 野 川 水 域	狩 野 川 上 流	瑞祥橋より上流	河川AA	直ちに達成	S45. 9. 1	閣議決定	自然環境保全	○瑞祥橋
	狩 野 川 中 流	瑞祥橋から神島橋まで	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	水道1級 水産2級	○大仁橋
	狩 野 川 下 流	神島橋より下流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄 瀬 川 上 流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	R5. 4. 1 見直し	県告示第 205 号 R5. 3. 28	水産2級 農業用水	○あゆつぼの滝
	黄 瀬 川 下 流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	河川A	直ちに達成	R5. 4. 1 見直し	県告示第 205 号 R5. 3. 28	水産2級 農業用水	○黄瀬川橋
	大 場 川 上 流	出逢橋から上流の大場川本流	河川A	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第 192 号 H2. 3. 2	水産2級 農業用水	○出逢橋
	大 場 川 下 流	出逢橋から下流の大場川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水産2級 農業用水	月見橋 ○塚本橋
	来 光 川 上 流	大土肥橋から上流の来光川本流	河川A	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第 192 号 H2. 3. 2	農業用水	○大土肥橋
	来 光 川 下 流	大土肥橋から下流の来光川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○蛇ヶ橋

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点(注)
田子の浦水域	潤 井 川	潤井川本流	河川A	直ちに達成	H18. 4. 1 見直し	県告示第 279 号 H18. 3. 17	水産 1 級 環境保全	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼 川 上 流	昭和第二放水路分岐点から上流	河川B	直ちに達成	R7. 4. 1 見直し	県告示第 111 号 R7. 2. 25	農業用水 環境保全	○井出六橋
	沼 川 下 流	昭和第二放水路分岐点から下流	河川B	直ちに達成	R6. 4. 1 見直し	県告示第 150 号 R6. 3. 5	環境保全	清勇橋 ○沼川新橋
富士川水域	富 士 川 (4)	身延橋 (山梨県) より下流	河川A	5 年以内で可 及的速やかに達成	S48. 3. 31	環境庁告示第 21 号 S48. 3. 31	水産 2 級 農業用水	北松野 ○富士川橋
	芝 川 上 流	横手沢橋から上流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	H1. 4. 1	県告示第 247 号 H1. 3. 22	水道 1 級 水産 1 級 農業用水	○横手沢橋
	芝 川 下 流	横手沢橋から下流の芝川本流	河川AA	直ちに達成	R7. 4. 1 見直し	県告示第 111 号 R7. 2. 25	水産 2 級 農業用水	○芝富橋
奥駿河湾水域	巴 川	巴川の河口の左岸(静岡市清水区日の出町 2 丁目 9 番地の 1 地先)と右岸(同市清水区清開 1 丁目 173 番地地先)を結んだ直線から上流の巴川本流	河川C	5 年を超える 期間で速やかに達成	S47. 8. 1	県告示第 510 号 S47. 6. 23	農業用水	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興 津 川 上 流	八幡橋から上流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	水産 2 級 農業用水	○八幡橋
	興 津 川 下 流	八幡橋から下流の興津川本流	河川AA	直ちに達成	R6. 4. 1 見直し	県告示第 150 号 R6. 3. 5	水産 2 級 農業用水	○浦安橋
静岡水域	安 倍 川 上 流	曙橋から上流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水道 1 級 水産 1 級 農業用水	○曙橋
	安 倍 川 下 流	曙橋から下流の安倍川本流	河川AA	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	水道 2 級 水産 1 級 農業用水 工業用水 1 級	○安倍川橋
	藁 科 川	藁科川本流	河川AA	直ちに達成	H17. 5. 1 見直し	県告示第 684 号 H17. 4. 26	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○牧ヶ谷橋
	浜 川	浜川本流	河川A	直ちに達成	R5. 4. 1 見直し	県告示第 205 号 R5. 3. 28	環境保全	○浜川新橋
	丸 子 川	丸子川本流	河川A	直ちに達成	R6. 4. 1 見直し	県告示第 150 号 R6. 3. 5	水産 2 級 農業用水	○ぺったん橋
志太水域	瀬 戸 川 上 流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級	○勝草橋
	朝比奈川上流	横内新橋から上流の朝比奈川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級	○横内新橋
	瀬 戸 川 下 流 及 び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内橋から下流の朝比奈川本流	河川B	5 年を超える 期間で速やかに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水産 2 級 農業用水	○当目大橋
	小 石 川	小石川本流	河川D	直ちに達成	H13. 9. 1 見直し	県告示第 769 号 H13. 8. 28	環境保全	松葉橋 ○八雲橋
	黒 石 川	黒石川本流	河川C	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水産 3 級 農業用水	○黒石橋
	栃 山 川	栃山川本流	河川B	直ちに達成	R7. 4. 1 見直し	県告示第 111 号 R7. 2. 25	水産 3 級 農業用水	○一色大橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
大井川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	河川AA	直ちに達成	S46. 5. 25	閣議決定	自然環境保全	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	河川AA	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第 11 号 H21. 1. 9	水産 1 級 農業用水	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	河川A	直ちに達成	H21. 4. 1 見直し	県告示第 11 号 H21. 1. 9	水産 2 級 農業用水	○富士見橋
榛南 小笠 水域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	河川A	直ちに達成	S50. 1. 1	県告示第 1141 号 S49. 11. 29	水道 2 級 水産 1 級	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水産 3 級 工業用水 1 級	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	河川B	直ちに達成	H2. 4. 1	県告示第 192 号 H2. 3. 2	農業用水	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	河川A	直ちに達成	H29. 4. 1 見直し	県告示第 89 号 H29. 2. 24	農業用水	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	河川B	5 年を超える 期間で可及 的速やかに 達成	H6. 4. 1	県告示第 878 号 H5. 10. 12	農業用水	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○港橋
太田川 水域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○二瀬(西)橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	水産 2 級 農業用水	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	河川A	直ちに達成	S49. 1. 1	県告示第 1050 号 S48. 11. 20	水道 2 級 水産 1 級 農業用水	○二瀬(東)橋
	仿僧川	仿僧川本流	河川C	直ちに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第 292 号 H9. 3. 25	農業用水	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	河川A	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○向笠 2 号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	河川AA	直ちに達成	R4. 4. 1 見直し	県告示第 237 号 R4. 3. 29	農業用水	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	河川B	直ちに達成	R6. 4. 1 見直し	県告示第 150 号 R6. 3. 5	農業用水	逆川橋 ○曙橋
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	全域	湖沼A	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第 36 号 H15. 3. 27	農業用水 工業用水 1 級	○ダム貯池
	天竜川（４）	早木戸川合流点（長野県）から 鹿島橋まで（佐久間ダム貯水池 （佐久間湖）に係る部分を除く）	河川AA	直ちに達成	S47. 4. 6	環境庁告示第 7 号 S47. 4. 6	水道 2 級 農業用水 工業用水 1 級	秋葉ダム ○鹿島橋
	天竜川（５）	鹿島橋より下流	河川AA	直ちに達成	H21. 3. 31 見直し	環境省告示第 14 号 H21. 3. 31	水産 2 級 農業用水	○掛塚橋
馬込川 水域	馬込川上流	茄子橋から上流の馬込川本流	河川B	直ちに達成	R5. 4. 1 見直し	県告示第 205 号 R5. 3. 28	農業用水	○茄子橋
	馬込川下流	茄子橋から下流の馬込川本流	河川C	直ちに達成	H10. 4. 1 見直し	県告示第 319 号 H10. 3. 27	農業用水	○白羽橋

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
浜 名 湖 水 域	新 川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸 (浜松市中央区坪井町字長池 3,467 番地地先)と右岸(同市同 区雄略町宇布見字堀出 9,549 番 地の 3 地先)を結んだ直線まで の新川本流	河川C	5 年を超える 期間で速や かに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第 292 号 H9. 3. 25	環境保全	○志都呂橋
	伊 佐 地 川	内山橋から上流の伊佐地川本流	河川A	直ちに達成	R6. 4. 1 見直し	県告示第 150 号 R6. 3. 5	農業用水	○中之谷橋
	都 田 川	都田川の河口の左岸(浜松市浜 名区細江町気賀字北嶋 2,736 番 地地先)と右岸(同市同区同大字 字大鳥居 5,463 番地の 14 地先) を結んだ直線から上流の都田川 本流	河川A	直ちに達成	S47. 8. 1	県告示第 510 号 S47. 6. 23	水産 2 級 農業用水	東山橋 ○落合橋
	佐 鳴 湖	新川の左岸(浜松市中央区富塚 町字佐鳴湖 19,219 番地の 12)の 西南端と右岸(同市同区同町同 字 19,204 番地の 14)の東南端を 結んだ直線から佐鳴湖橋までの 水域	湖沼B	5 年を超える 期間で速や かに達成	H9. 4. 1 見直し	県告示第 292 号 H9. 3. 25	水産 3 級 環境保全	湖心 ○拓希橋

(注) 測定地点のうち、○は環境基準点 (以下、同じ)

(2) 海 域

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	利水目的	測定地点
伊 豆 水 域	伊豆沿岸海 域	千歳川右岸(熱海市泉元門川分字 山下1番地の1の1地先)から伊豆 大瀬崎灯台(北緯35度1分6秒、 東経138度47分30秒)に至る陸岸 の地先海域	海域A	直ちに達成	S51.1.1	県告示第958号 S50.11.25	水産1級 水浴 自然環境保全	○神奈川開港沖 ○熱海港中央 ○網代港中央 ○網代港沖 ○伊東港中央 ○稲取港中央 ○下田港中央 ○妻良港中央 ○松崎港中央 ○土肥港中央 ○戸田港中央
奥 駿 河 湾 水 域	田子の浦港	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径700m の円弧及び陸岸により囲まれた海 域	海域C	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	環境保全	○C-1 ○C-2 ○C-3
	田子の浦地 先海域(甲)	田子の浦港東防波堤先端と西防波 堤の先端を結ぶ線の中央を中心と して南方に向かって描く半径 1,700mの円弧及び陸岸により囲ま れた海域であって田子の浦港に係 る部分を除いたもの	海域B	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産2級	○B-1 ○B-2 ○B-3
	田子の浦地 先海域(乙)	富士川河口左岸から昭和第二放水 路河口右岸に至る陸岸の地先海域 であって田子の浦港及び田子の浦 地先海域(甲)に係る部分を除いた もの	海域A	5年以内で 可及的速や かに達成	S46.5.25	閣議決定	水産1級	○A-1 ○A-2 ○A-3
	奥駿河湾	清水灯台(北緯35度0分24秒、東 経138度32分0秒)と伊豆大瀬崎 灯台(北緯35度1分6秒、東経138 度47分30秒)を結んだ直線及び陸 岸により囲まれた海域のうち、清 水港昭和46年5月25日閣議決定 により定められた田子の浦港、田 子の浦地先海域(甲)及び田子の浦 地先海域(乙)並びに沼津港外港及 びその前面海域を除く海域	海域A	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級 水浴	○富士川沖 ○由比川沖 ○I. B. P ○田子の浦沖 ○原町沖 ○志下沖 ○狩野川河口沖
	清水港	清水真崎灯台(北緯35度1分0秒、 東経138度31分6秒)と清水港興 津防波堤灯台(北緯35度2分6秒、 東経138度31分6秒)を結んだ直 線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	工業用水 水浴	○江尻埠頭沖
	沼津港外港 及びその前 面海域	狩野川の右岸側の導流堤(沼津市 本字千本港口1,901番地の27地 先)の先端を中心とする半径500m の円弧、沼津港外港の埠頭及び陸 岸により囲まれた海域	海域B	5年	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産1級	○沼津新港 前面海域

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日な ど	利水目的	測定地点
西 駿 河 湾 水 域	用宗漁港	東防波堤(静岡市駿河区広野2,261番地の4地先)同防波堤南端と西防波堤(同市同区用宗1,941番地の5地先。計画されているものを含む)南端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産2級	○用宗漁港港中央
	西駿河湾	清水灯台から御前崎灯台(北緯34度35分33秒、東経138度13分44秒)に至る陸岸の地先海域のうち、用宗漁港、焼津漁港及び大井川港を除く海域	海域A	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産1級 水浴	○久能沖 ○高松沖 ○石部沖 ○焼津漁港沖 ○桶山川沖 ○勝間田川沖 ○御前崎港港中央
	焼津漁港	焼津地区外港第1埠頭護岸(焼津市中港町1,219番地地先)東端と沖南防波堤(計画されているものを含む)北端を結んだ直線、同防波堤、同防波堤南端と小川地区南防波堤(同市石津字浜河原2,245番地の56地先)北端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産2級	○焼津漁港 焼津地区港中央 ○焼津漁港 小川地区港中央
	大井川港	北防波堤(焼津市利右衛門地先)同防波堤東端と南防波堤(同市飯淵地先。計画されているものを含む)東端を結んだ直線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S49.1.1	県告示第1050号 S48.11.20	水産2級	○大井川港港中央
遠水 州 灘 域	遠州灘	御前崎灯台から静岡県と愛知県の境界である陸岸の地点(湖西市白須賀字宿南2,336番地地先)に至る陸岸の地先海域	海域A	直ちに達成	S50.1.1	県告示第1141号 S49.11.29	水産1級 水浴	○新野川沖 ○菊川沖 ○太田川沖 ○馬込川沖 ○浜名湖沖 ○愛知県境沖
浜 名 湖 水 域	浜名湖	今切口の東導流堤の基部(浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地)と西導流堤の基部(湖西市新居町大字新居官有無番地)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域のうち、鷺津湾、松見ヶ浦、猪鼻湖、奥庄内湖及び宇布見湾を除く海域	海域A	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級 水浴	湖口 ○湖心 ○新所 気賀 ○新居 雄踏 新場
	鷺津湾	湖西市新所字女河浦5,962番地の10地先の堤塘敷の東端と同市鷺津字大畑ヶ2,503番地の30地先の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級 水浴	○鷺津
	松見ヶ浦	洲ノ鼻の南端(湖西市利木字スノハナ499番地の2地先)と松見ヶ浦養殖場の網仕切の南端(同市入出字高山874番地の1地先)を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級	○松見ヶ浦
	猪鼻湖	瀬戸橋及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級	○猪鼻湖
	奥庄内湖	浜松市中央区白洲町字村上3,834番地の1の堤塘敷の南端と同市同区古人見町3,003番地地先の堤塘敷の東北端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級 水浴	○白洲
	宇布見湾	新川の河口の左岸(浜松市中央区坪井町字長池3,467番地地先)と右岸(同市同区雄踏町宇布見字堀出9,549番地の3地先)を結んだ直線、同市同区同大字字曾祢地先の埋立地の西端(同市同区同大字字曾祢9,201番地の47の西端から護岸堤防に沿って西へ約480mの地点)と同市同区舞阪町舞阪字十王2,699番地の堤塘敷の北西端を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	海域B	直ちに達成	S47.8.1	県告示第510号 S47.6.23	水産2級	○塩田

(3) 全窒素及び全リンに係る環境基準の類型

水域	類 型	環 境 基 準	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
浜 名 湖（イ） （別記1の水域）	海域Ⅱ	全窒素 0.3 mg/L以下 全 磷 0.03 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○新居 ○新場
浜 名 湖（ロ） （別記2の水域）	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全 磷 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○湖心 ○新所 ○猪鼻湖
浜 名 湖（ハ） （別記3の水域）	海域Ⅲ	全窒素 0.6 mg/L以下 全 磷 0.05 mg/L以下	段階的に暫定目標を達成しつつ、 環境基準の可及的速やかな達成に 努める。	H9. 4. 1	県告示第291号 H9. 3. 25	○白洲 ○雄踏
佐久間ダム貯水池 （佐久間湖）	湖沼Ⅳ （全窒素 を除く）	全 磷 0.05 mg/L以下	直ちに達成	H15. 3. 27	環境省告示第36号 H15. 3. 27	○ダムサイト

別 記

1（浜名湖（イ））

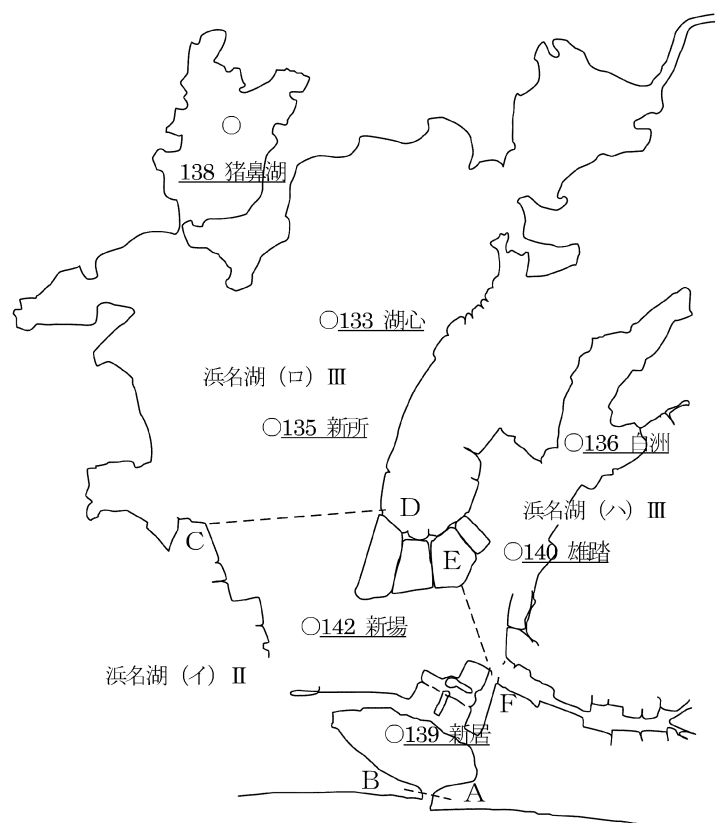
今切口の東導流堤の基部（浜松市中央区舞阪町舞阪）（A）と今切口の西導流堤の基部（湖西市新居町新居）（B）を結んだ直線、富士紡三角点（湖西市鷺津）（C）と御産橋の南端（浜松市中央区村櫛町）（D）を結んだ直線、浜松市中央区村櫛町字臨海5534番地の東南端（E）と浜松市中央区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端（F）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

2（浜名湖（ロ））

富士紡三角点（湖西市鷺津）（C）と御産橋の南端（浜松市中央区村櫛町）（D）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域

3（浜名湖（ハ））

浜松市中央区村櫛町字臨海5534番地の東南端（E）と浜松市中央区舞阪町舞阪字十王2697番地1の北端（F）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域



(4) 水生生物に係る環境基準の類型

ア 河川及び湖沼

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点(注)
伊豆 水域	伊東大川上流	八代田橋から上流の伊東大川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○八代田橋
	伊東大川下流	八代田橋から下流の伊東大川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○渚橋
	河 津 川	河津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○館橋
	稲 生 沢 川	稲生沢川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○新下田橋 落合浄水場
	青 野 川	青野川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○加畑橋 石井橋
	白 田 川	白田川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○しらなみ橋
鮎水 沢 川域	鮎 沢 川	鮎沢川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○県境 ○竹の下えん堤
狩 野 川 水 域	狩 野 川 上 流	瑞祥橋より上流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○瑞祥橋
	狩 野 川 中 流	瑞祥橋から神島橋まで	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大仁橋
	狩 野 川 下 流	神島橋より下流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	千歳橋 ○徳倉橋 ○黒瀬橋
	黄 瀬 川 上 流	あゆつぼの滝から上流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○あゆつぼの滝
	黄 瀬 川 下 流	あゆつぼの滝から下流の黄瀬川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○黄瀬川橋
	大 場 川 上 流	出逢橋から上流の大場川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○出逢橋
	大 場 川 下 流	出逢橋から下流の大場川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	月見橋 ○塚本橋
	来 光 川 上 流	大土肥橋から上流の来光川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○大土肥橋
	来 光 川 下 流	大土肥橋から下流の来光川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○蛇ヶ橋
田子 の 浦 水 域	潤 井 川	潤井川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○くすのき橋 富鷹橋 ○前田橋
	沼 川 上 流	昭和第二放水路分岐点から上流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○井出六橋
	沼 川 下 流	昭和第二放水路分岐点から下流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	清勇橋 ○沼川新橋
富士 川 水 域	富 士 川 下 流	笛吹川合流点（山梨県）より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	北松野 ○富士川橋
	芝 川 上 流	横手沢橋から上流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○横手沢橋
	芝 川 下 流	横手沢橋から下流の芝川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○芝富橋
奥 駿 河 湾 水 域	巴 川	巴川の河口の左岸（静岡市清水区日の出町 2 丁目 9 番地の 1 地先）と右岸（同市清水区清開 1 丁目 173 番地地先）を結んだ直線から上流の巴川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	巴大橋 ○区境巴川橋 ○港橋
	興 津 川 上 流	八幡橋から上流の興津川本流	生物A	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○八幡橋
	興 津 川 下 流	八幡橋から下流の興津川本流	生物B	直ちに達成	H23. 4. 1	県告示第 812 号 H22. 12. 17	○浦安橋

水域	名称	範囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
静岡 水域	安倍川上流	曙橋から上流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○曙橋
	安倍川下流	曙橋から下流の安倍川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○安倍川橋
	藁科川	藁科川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○牧ヶ谷橋
	浜川	浜川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○浜川新橋
	丸子川	丸子川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○べったん橋
志太 水域	瀬戸川上流	勝草橋から上流の瀬戸川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○勝草橋
	朝比奈川上流	新横内橋から上流の朝比奈川本流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○横内新橋
	瀬戸川下流 及び 朝比奈川下流	勝草橋から下流の瀬戸川本流及び新横内 橋から下流の朝比奈川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○当目大橋
	小石川	小石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	松葉橋 ○八雲橋
	黒石川	黒石川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○黒石橋
	栃山川	栃山川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○一色大橋
大井 川 水域	大井川上流	駿遠橋より上流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○下泉橋
	大井川中流	駿遠橋から大井川橋まで	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○神座
	大井川下流	大井川橋より下流	生物A	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○富士見橋
榛 南 小 笠 水 域	菊川上流	高田橋から上流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	加茂橋 ○高田橋
	菊川下流	高田橋から下流の菊川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○国安橋
	牛淵川	牛淵川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	堂山橋 ○鹿島橋
	萩間川	萩間川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○湊橋
	湯日川	湯日川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○岩留橋
	坂口谷川	坂口谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○寄子橋
	勝間田川	勝間田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○港橋
太 田 川 水 域	太田川上流	原野谷川合流点から上流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○二瀬橋
	太田川下流	原野谷川合流点から下流の太田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○豊浜橋
	原野谷川	原野谷川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○二瀬東橋
	仿僧川	仿僧川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	ゴルフ場入口 ○東橋
	敷地川	敷地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○向笠2号橋
	逆川上流	鞍下橋から上流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	○鞍下橋
	逆川下流	鞍下橋から下流の逆川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第23号 H25. 1. 15	逆川橋 ○曙橋

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日など	測定地点
天竜川 水域	佐久間ダム貯水池（佐久間湖）	全域	湖沼生物 A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○ダム畔
	天 竜 川 上 流	鹿島橋より上流（佐久間ダム貯水池（佐久間湖）に係る部分を除く）	生物A	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	秋葉ダム ○鹿島橋
	天 竜 川 下 流	鹿島橋より下流	生物B	直ちに達成	H21. 11. 30	環境省告示 80 号 H21. 11. 30	○掛塚橋
馬 込 川 水域	馬 込 川 上 流	茄子橋から上流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○茄子橋
	馬 込 川 下 流	茄子橋から下流の馬込川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○白羽橋
浜 名 湖 水域	新 川	佐鳴湖橋から新川の河口の左岸（浜松市中央区坪井町字長池 3, 467 番地地先）と右岸（同市同区雄踏一丁目 102 番地の 1 地先）を結んだ直線までの新川本流 ^{注1}	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○志都呂橋
	伊 佐 地 川	内山橋から上流の伊佐地川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	○中之谷橋
	都 田 川	都田川の河口の左岸（浜松市浜名区細江町気賀字北嶋 2, 736 番地地先）と右岸（同市同区同大字字大鳥居 5, 463 番地の 14 地先）を結んだ直線から上流の都田川本流	生物B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	東山橋 ○落合橋
	佐 鳴 湖	新川の左岸（浜松市中央区富塚町字佐鳴湖 5, 191 番地）の西南端と右岸（同市同区同町同字 5, 208 番地の 3）の東南端を結んだ直線から佐鳴湖橋までの水域	湖沼生物 B	直ちに達成	H25. 4. 1	県告示第 23 号 H25. 1. 15	湖心 ○拓希橋

イ 海 域

水域	名称	範 囲	水域 類型	達成期間	設定期日	告示日 など	測定地点
浜 名 湖 水域	浜 名 湖 ㊶	浜名湖（全域。ただし、浜名湖㊶に係る部分を除く。）	生物A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○湖心 ○松見ヶ浦 ○猪鼻湖
	浜 名 湖 ㊵	今切口の東導流堤の基部（浜松市中央区舞阪町舞阪）（a）と今切口の西導流堤の基部（湖西市新居町新居）（b）を結んだ直線、富士紡三角点（湖西市鷺津）（c）と鳥冠岩三角点（浜松市中央区館山寺町）（g）を結んだ直線と御産橋の南端（浜松市中央区村楠町）（d）と正太寺鼻の東端（湖西市入出）（e）を結んだ直線の交点（f）と正太寺鼻の東端（e）を結んだ直線、同交点（f）と鳥冠岩三角点（g）を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域	生物 特A	直ちに達成	H28. 4. 1	県告示第 240 号 H28. 3. 1	○新所 ○新居 新場 ○鷺津 ○白洲 ○塩田



2 生活環境の保全に関する環境基準について

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
A	水道2級 水産1級 及びB以下の欄 に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1000CFU/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等、β—中腐水性水域の水産生物用
 5 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 8 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
 9 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全 重 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	水 域 類 型 ご と に 指 定 す る 水 域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 4 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用水
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用水
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用水
 5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 7 水産 1 級、2 級及び 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。
 8 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
 9 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
 10 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
 11 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 4 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当 水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

(注) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100ml 以下	検出されないこと。	水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—	

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100ml 以下とする。
6 水産1級及び水産2級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
II	水産1種 及びIII以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
IV	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
3 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上	水域類型ごとに指定する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上	

(注) 基準値は、日間平均値とする。

Ⅱ 地下水の水質測定計画

令和 7 年度 地下水の水質測定計画

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により、静岡県 の区域に属する地下水の水質の状況を測定するための必要な事項を定めたものである。

2 測定期間

令和 7 年 4 月から令和 8 年 3 月までとする。

3 測定地点

(1) 環境モニタリング

地点選定方法は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表 1、位置図は別図 1 のとおりである。

測定機関	地点選定方法
国土交通省	継続的な水質の状況を把握するため 1 地点で実施する。
静岡県	県域を 10 km メッシュに区切り、メッシュ 2 つを 1 グループ（A 面、B 面）とし、各メッシュ内を 2 年に 1 度、1 地点以上で選定する（別図 1）。選定に当たっては、10km メッシュをさらに 4 分割した 5 km メッシュ（サブメッシュ）内で行い、8 年間で時計回りに一巡するローリング方式とする（令和 7 年度は A 面右下のサブメッシュ）。
静岡市	県が定めた 10km メッシュ（別図 1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の 1 地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。
浜松市	県が定めた 10km メッシュ（別図 1）を参考に、人口密度の高いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね 4 年間で一巡するローリング方式とする。
沼津市	県が定めた 10km メッシュ（別図 1）を参考とするが、各メッシュに含まれる市域の面積に偏りがあるため、居住地の多いメッシュは調査頻度を高く設定し、おおむね 4 年間で一巡するローリング方式とする。
富士市	県が定めた 10km メッシュ（別図 1）を参考とし、原則としてそのメッシュ内の 1 地点以上で選定する。 選定に当たっては、市街地から重点的に選定する。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成 9 年 3 月 13 日付け環境庁告示第 10 号。以下「環境基準」という。）を超過した地域で、継続的な水質の状況を把握するために汚染地点及び対照地点（非汚染）で実施する。

測定地区の変更は以下のとおりで、測定地点の詳細は別表 1、位置図は別図 2 のとおりである。

測定機関	R6 年度 地区数	R7 年度 地区数	増減	地区数変更の内容
静岡県	20	18	－ 2	牛浜・小沢・神尾地区及び静波地区の削除
静岡市	4	4	0	
浜松市	7	7	0	小松地区の削除、内野地区の追加
沼津市	4	4	0	
富士市	3	3	0	
計	38	36	－ 2	

(3) 汚染井戸周辺調査

環境モニタリングの結果等で、環境基準を超える汚染が新たに判明した場合に、汚染範囲等を確認するために実施する。

4 測定項目

(1) 環境モニタリング

地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目のうち、アルキル水銀を除く 27 項目とする。

(2) 定点モニタリング

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

(3) 汚染井戸周辺調査

これまでの調査で環境基準を超過した項目等とする。

5 測定方法

原則として別表 2 に掲げる方法によるものとする。

6 測定回数

別表 1 に記載された回数を測定する。

7 測定機関

国土交通省、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、富士市の 6 機関で実施する。

8 測定結果報告

測定結果の報告は、調査実施年度の 12 月末日を目処に静岡県知事へ報告するものとする。

ただし、環境基準を超える測定結果が得られたときは、速やかに静岡県知事に連絡するものとする。

9 公表

水質汚濁防止法第 17 条の規定により、測定結果を年 1 回以上公表するものとする。

10 その他

この計画に定めのない事項については、各測定機関が協議の上、別に定めるものとする。

令和 7 年度 地下水の水質測定計画総括表

() 県実施分

調査区分	測定地点数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング	41 (20)	1,107 (540)	国土交通省、静岡県、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング	128 (65)	365 (84)	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	169 (85)	1,472 (624)	

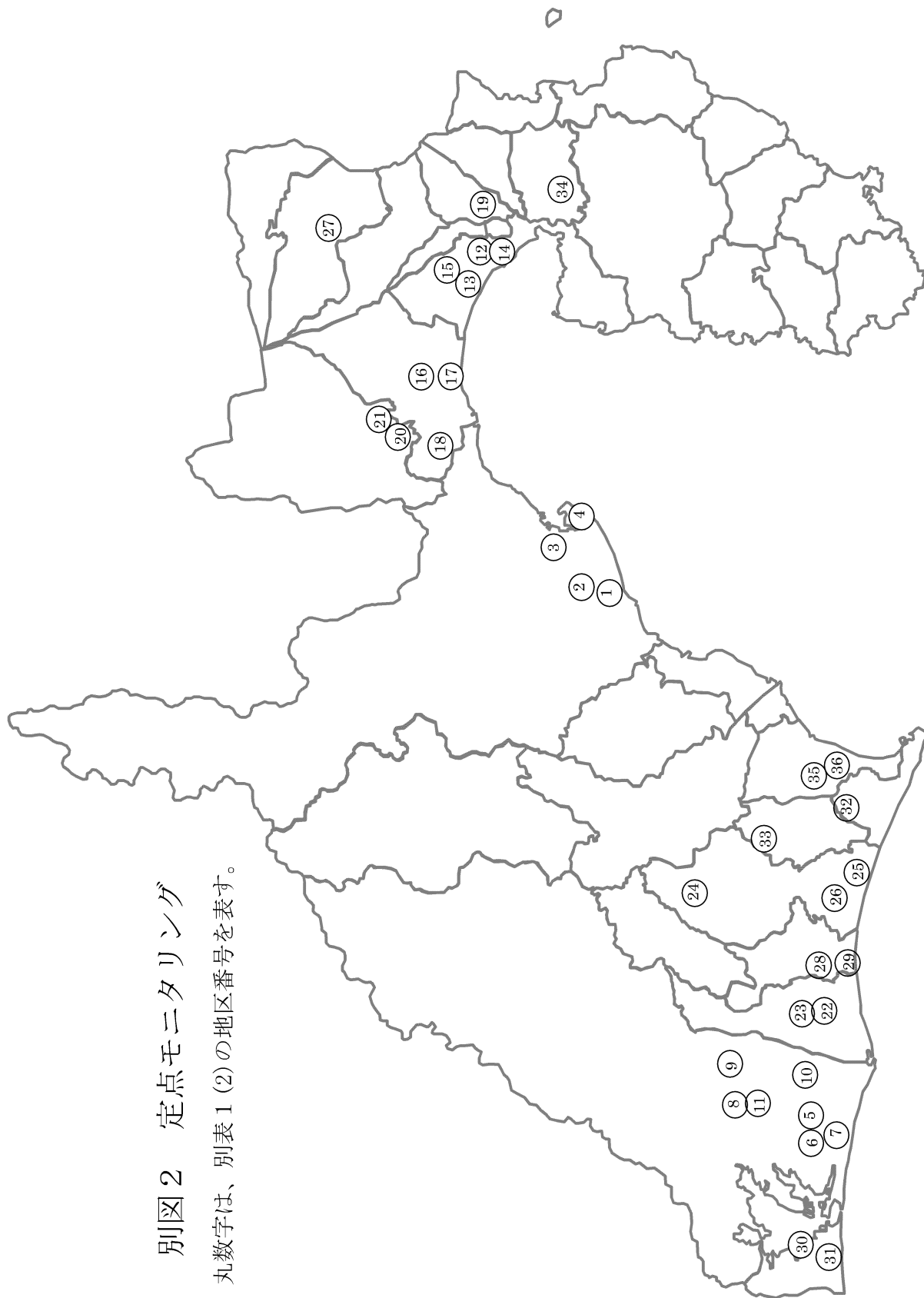
(10km メッシュ)

マス左上の記号は静岡県地点選定方法に係るグループを表す。



別図2 定点モニタリング

丸数字は、別表1(2)の地区番号を表す。



別表 1

(1) 環境モニタリング

区域番号	調査担当機関	測定内容
A-2	静岡県	測定回数 1回／年
A-3	浜松市	測定項目 下記27項目
B-2	浜松市	カドミウム、全シアン、鉛
B-2	浜松市	六価クロム、砒素、総水銀
B-3	浜松市	PCB、ジクロロメタン
B-3	浜松市	四塩化炭素、クロロエチレン
C-2	国土交通省	1, 2-ジクロロエタン
C-2	浜松市	1, 1-ジクロロエチレン
C-2	静岡県	1, 2-ジクロロエチレン
C-3	浜松市	1, 1, 1-トリクロロエタン
C-3	浜松市	1, 1, 2-トリクロロエタン
C-4	浜松市	トリクロロエチレン
C-4	静岡県	テトラクロロエチレン
D-3	静岡県	1, 3-ジクロロプロペン
D-4	浜松市	チウラム、シマジン、
D-5	浜松市	ベンゼン、チオベンカルブ
D-5	静岡県	セレン
E-2	静岡県	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
E-4	静岡県	ふっ素、ほう素
E-6	浜松市	1, 4-ジオキサン

区域番号	調査担当機関	測定内容
E-6	静岡県	測定回数 1回／年
F-1	静岡県	測定項目 下記27項目
F-3	静岡県	カドミウム、全シアン、鉛
F-5	静岡県	六価クロム、砒素、総水銀
G-4	静岡県	PCB、ジクロロメタン
G-5	静岡市	四塩化炭素、クロロエチレン
G-8	静岡市	1, 2-ジクロロエタン
H-5	静岡市	1, 1-ジクロロエチレン
H-6	静岡市	1, 2-ジクロロエチレン
I-8	静岡県	1, 1, 1-トリクロロエタン
I-10	静岡県	1, 1, 2-トリクロロエタン
J-7	富士市	トリクロロエチレン
J-8	富士市	テトラクロロエチレン
K-10	静岡県	1, 3-ジクロロプロペン
K-7	沼津市	チウラム、シマジン
L-3	静岡県	ベンゼン、チオベンカルブ
L-5	静岡県	セレン
L-7	沼津市	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
L-7	静岡県	ふっ素、ほう素
L-9	静岡県	1, 4-ジオキサン
M-4	静岡県	
41地点		延べ 1, 107検体

(2) 定点モニタリング

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
1	静岡市	新川	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
2	静岡市	古庄	○		1	砒素	静岡市
				○	1		
3	静岡市	七ツ新屋	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
			○		1		
				○	1		
4	静岡市	三保	○		1	四塩化炭素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡市
				○	1		
				○	1		
5	浜松市	北部	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
6	浜松市	高塚	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素 ほう素	浜松市
			○		1		
				○	1		
				○	1		
7	浜松市	小沢渡	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浜松市
				○	1		
				○	1		
8	浜松市	三方原	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
			○		1		
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
9	浜松市	平口	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
				○	1		
				○	1		
10	浜松市	子安	○		1	クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン	浜松市
				○	1		
				○	1		
11	浜松市	内野	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浜松市
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
12	沼津市	大岡	○		1	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
13	沼津市	沼津駅周辺	○		1	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
14	沼津市	下香貫	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	沼津市
				○	1		
				○	1		
15	沼津市	足高	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	沼津市
				○	1		
				○	1		
				○	1		
16	富士市	柳島	○		4	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	富士市
				○	4		
				○	4		
17	富士市	鮫島	○		4	1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
				○	4		
				○	4		
18	富士市	中之郷	○		4	四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	富士市
			○		4		
				○	4		
				○	4		
19	三島市	中郷	○		1	六価クロム	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
20	富士宮市	貫戸	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
21	富士宮市	山本	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
22	磐田市	東貝塚	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
23	磐田市	富丘	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
24	掛川市	大和田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
25	掛川市	国安	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
26	掛川市	大淵	○		1	ふっ素	静岡県
				○	1		
				○	1		
27	御殿場市	杉名沢	○		1	クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		

地区 番号	市町名	地区名	地点区分		測定内容		調査担当機関
			汚染	対照	回数	項目	
28	袋井市	南部	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
29	袋井市 ・磐田市	湊・豊浜	○		1	砒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
				○	1		
30	湖西市	鷺津 ・吉美	○		1	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
				○	1		
31	湖西市	白須賀	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
				○	1		
32	御前崎市	上朝比奈 ・新野	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
			○		1		
			○		1		
			○		1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
				○	1		
33	菊川市	本所	○		1	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	静岡県
				○	1		
				○	1		
34	伊豆の国市	神島	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
35	牧之原市	菅ヶ谷	○		1	砒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
36	牧之原市	鬼女新田	○		1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	静岡県
				○	1		
				○	1		
計	15市町	36地区			128 地点	延べ 365 検体	静岡県 65地点 84検体
							静岡市 10地点 21検体
							浜松市 31地点 98検体
							沼津市 12地点 38検体
							富士市 10地点 124検体

(注) 汚染：環境基準を超過した地区の代表的な地点

対照：環境基準を超過した地区の下流部で汚染の広がりを監視する地点

別表2 地下水の水質測定方法等

(参考)地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)別表

項 目	環境基準値	測 定 方 法
カ ド ミ ウ ム	0.003mg/L 以下	日本産業規格(以下「規格」という。) K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと。	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6(ただし、蒸留操作は装置にて行わない。)の分析を行う方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1(蒸留操作は装置にて行う。)に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4、13.5に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.02mg/L 以下	規格K0102-3 24.3(24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1及び2に掲げる場合にあっては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 規格K0102-3 24.3.4、24.3.5又は24.3.6に定める方法による場合(24.3.3.4のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 2 規格K0102-3 24.3.2に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1に定めるところによるほか、規格K0170-7 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒 素	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 20.3、20.4又は20.5に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002mg/L 以下	平成9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01mg/L 以下	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01mg/L 以下	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4に定める方法
ふ っ 素	0.8mg/L 以下	規格K0102-2 5.2及び5.3及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び5.5に定める方法
ほ う 素	1mg/L 以下	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
1,4-ジ オ キ サ ン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回することをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7又は15.8により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102-2 14.2、14.3又は14.4により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。		

令和 7 年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

T E L 0 5 4 - 2 2 1 - 2 2 5 3

F A X 0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 6 5